

(仮称) 浦添市新クリーンセンター施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格以外に関する質問)

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書	12	(9)	ウ						提出方法	「応募者の代表企業が持参または配達証明付郵便により提出」、9月20日必着とありますが台風などの影響により輸送手段に影響が出た場合は提出期限についてご考慮いただけないでしょうか。	配達証明付郵便により提出する場合は、9月18日(水)の消印有効とします。持参の場合は、9月20日(金)必着とします。
2	入札説明書	15	第3節	3	ケ					運営業務の一括再委託の禁止	特別目的会社(SPC)から主たる運営業務を受託した者が、運転管理業務の一部を下請けに出すことは一括再委託の禁止にあたらないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	22	第5節	3						売電収入の帰属先	「売電収入の帰属先については貴市」となっておりますが、運営事業者の努力により計画以上に売電量が増加した場合、運営事業者に対するインセンティブはございますでしょうか。	売電収入に係る運営事業者へのインセンティブはありません。
4	入札説明書	22	第5節	3						売電収入の帰属先	運営業務期間における売電収入は貴市に帰属するものとするとなっておりますが、運営事業者の努力により計画以上に売電量が増加した場合、運営事業者にインセンティブはございますでしょうか。	No.3を参照してください。
5	入札説明書	22	第5節	3						売電収入の帰属先	「運営業務期間における売電収入は本市に帰属するものとするが～」とありますが、売電に係るアンシラリー料金については貴市にて負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、アンシラリーサービス料金は市の負担とします。
6	入札説明書	22	第5節	4						有価物の売却収入の帰属先	有効利用先からの有価物の売却代金は、運営事業者に帰属する。なお、本市から購入する有価物の価格は、有効利用先への売却価格と同額とし、その価格は事業者が提案するものとする、とありますが、事業提案書提出時に提案が必要ということでしょうか。その場合、どの様式に記載すればよいのかご教示下さい。また、提案すべき売却代金とは、輸送費を含まない、と理解して良いでしょうか。	有価物の売却価格は、事業提案書提出時に提案する必要はありません。また、提案すべき売却代金には、輸送費(積み込みに係る費用含む)を含みます。なお、輸送費が有価物の売却益を上回った場合、輸送費から有価物の売却益を差し引いた額は本市の負担とします。
7	入札説明書	22	第5節	4						有価物の売却収入の帰属先	有効利用先からの有価物の売却代金は、運営事業者に帰属する。なお、本市から購入する有価物の価格は、有効利用先への売却価格と同額とし、その価格は事業者が提案するものとする、とありますが、品目毎に現状の売却価格について提示頂けないでしょうか。	要求水準書添付資料に追加します。詳細は、追加された要求水準書添付資料を参照してください。
8	入札説明書	23	第5節	7						本施設が長期停止し処理ができない場合の対応	本項に記載の運営事業者の責任は、要求性能未達の帰責が運営事業者にある場合に生じるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、設計・建設工事の契約不適合期間中であって、要求性能未達の帰責が建設事業者にある場合は、建設事業者及び運営事業者の責任と負担とします。
9	入札説明書	23	第5節	8						地元雇用や地元企業の活用	「事業者は、本事業の実施に当たり、1市2村の人材の雇用に配慮するとともに、・・・中略・・・(特に、本市の人材の雇用に配慮すること。)」との記載がありますが、1市2村であればどの市村でも評価は変わらないと考えてよろしいでしょうか。	「落札者決定基準表1 No.4」で示したように、特に、本市在住者に関する雇用について優れた提案を求めています。そのため、本市に関する雇用を高く評価します。
10	入札説明書	23	第5節	8						地元雇用や地元企業の活用	下請人等を選定する際は、地元企業を優先し、選定するよう努めると。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、1市2村のいずれかに営業所を有する企業を優先し、選定するよう努めることとの記載がございます。しかしながら営業所を評価する項目は非価格要素審査にも記載はなく、様式においても地元企業(1市2村のいずれかに本社又は本店を有する企業)のみ評価されると読み取れます。営業所に関しては評価対象外ということではよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、営業所は評価対象外です。ただし、地元企業以外に発注する場合、評価対象外であっても、1市2村のいずれかに営業所を有する企業を優先して選定するよう努めてください。
11	入札説明書	24	第6節	3						接続検討の申込み	落札者決定後、落札者は、電気事業者に対して速やかに接続検討の申込みを行わなければならない。とありますが、事前検討は貴市にて実施済と理解しておりますので、事前検討時に貴市と電力会社で協議したスケジュールについて、情報提供をお願いいたします。	「供給に係る配電設備施設」に係る工期(概算)は31ヶ月です(令和5年10月31日時点の電気事業者回答)。ただし、確定したスケジュールではないことから、応募者の経験を踏まえて本事業の工期を検討してください。
12	入札説明書	25	第6節	5	ア					運営事業者の本店所在地	「運営事業者の本店所在地は浦添市内とすること。」とあります。特別目的会社の事務所設立につきましては下記をお認めいただきますようお願いいたします。 準備期間：建設工事着工後は現場仮設事務所に設置 運営期間：本施設内に設置	運営事業者の所在地として、建設時においては現場事務所を、運営業務開始後においては本施設内運営事業者事務所を設定することについては、浦添市公有財産規則及び浦添市行政財産使用料徴収条例に基づく目的外使用許可申請の手続き等を経て、本市が許可した場合は可能です。
13	入札説明書	25	第6節	5	ア					運営事業者の本店所在地	運営事業者の登記上の本店所在地について、本施設竣工後は本施設内としてよろしいでしょうか。	No.12を参照してください。
14	入札説明書	添付資料4-4	4	(2)	ク					運営業務に係る対価	運営業務に係る対価の改定に用いる指標は原則として変更しないとの記載ですが、入札時に事業者が提案することは可能でしょうか。もし可能であれば、様式9の添付資料としてよろしいでしょうか。	入札説明書のとおりとします。運営業務に係る対価の改定に用いる指標は原則として変更しません。
15	入札説明書	添付資料4-5								表4 物価変動に基づく改定に用いる指標	本表に記載の指標のほかに適切な指標がある場合は落札者が契約協議時に貴市と協議できるものとの理解でよろしいでしょうか。	No.14を参照してください。

※本回答書の頁欄は、入札公告時の公表資料に対する頁を表す。

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答		
16	入札説明書	添付資料4-5	4		表4 物価変動に基づく改定に用いる指数	運営変動費A, Bの中に光熱水費単価の記載がございますが、対象は水道の従量料金、下水道の従量料金、電気の従量料金、ガスの従量料金等と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
17	入札説明書	添付資料4-5	4		表4 物価変動に基づく改定に用いる指数	運営変動費A及びBの変動費単価のうち、光熱水費単価については「実勢価格を参考として、本市と運営事業者が協議し、本市が変更等を決定する。」との記載がございますが、 ①実勢価格とは運営事業者の支払先の単価を指していると考えてよろしいでしょうか。 ②「本市と運営事業者が協議し、本市が変更等を決定する」を「本市と運営事業者が協議し決定する」に変更をお願い致します。	①実勢価格は、ご理解のとおり、運営事業者の支払先の単価を指しています。 ②「本市と運営事業者が協議し、本市が変更等を決定する」の表現は、入札説明書のとおりとします。	
18	入札説明書	添付資料5-7	3	(2)	イ (イ)	運転停止型減額措置	【減額金額の算定式】 ・減額金額(円) = 1日当たりの運営固定費A(円/日) × 停止日数(日) となっておりますが、 人件費を含む1日当たりの運営固定費A(円/日)が全額対象になっております。運営事業者の従業者の雇用にかかわる部分であるので1日当たりの運営固定費A(円/日)に50%など掛率をかける減額措置に変更頂けないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
19	入札説明書	添付資料5-10	3	(4)	イ	余剰電力量未達成減額措置	ただし書きの、「当該年度の3月における運転停止型減額措置の停止日数が16日以上、かつ、当該年度の3月分運営固定費Aが0円となった場合は、不足分を翌年度の4月分運営固定費Aから減額する。」につきましては、入札説明書添付資料5の3、(1)、イに記載の「減額は、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運営業務そのものが損なわれること等がないように実施する。」との減額の基本的考え方を逸脱し、運転停止型減額措置と重複した過重な措置であると考えますので、ご再考頂きたく、何卒宜しくお願い致します。	入札説明書のとおりとします。
20	入札説明書	添付資料5-11	3	(5)		提案地元発注金額の未達に係る減額措置	実績地元発注金額と提案地元発注金額の比較は1市2村の合計金額で行うと理解してよろしいでしょうか。	本市の分が上回っている、かつ、1市2村の合計が上回っていることを確認します。 入札説明書の該当箇所を修正します。 詳細は修正後の入札説明書を確認してください。
21	入札説明書	添付資料5-11	3	(5)	ア	運営業務に係る地元発注金額	運営業務に係る地元発注金額は、二次下請までとし、との記載がございますが、元請はSPCで1次が協力企業または代表企業との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、元請は運営事業者です。運営事業者から業務を直接受託した会社を一次下請け、一次下請けの会社から業務を直接受託した会社を二次下請けとして計上してください。
22	入札説明書	添付資料5-11	3	(5)	ウ	提案地元発注金額の未達の判断について	本項に「当該年度の実績地元発注金額が提案地元発注金額を上回った場合は、上回った分を次年度に持ち越さない」とありますが、20年にわたる運営の中では、様々な要因により、入札時見込んだ費用からの増減や、その費用の発生時期が前後することが想定されます。 上記理由により各年での評価ではなく、20年トータルでの評価に変更頂けないでしょうか。(毎年の実績につきましては提示致します。) もし、不可の場合にはその理由をご教示下さい。	ご提案は認められません。 履行状況の確認においては、毎年の評価が望ましく、20年トータルでの評価だと最終年度にならないと評価できないこと、また、地域活性化の観点から20年間継続して地元発注して頂きたいことが、20年トータルでの評価に変更できない理由です。
23	入札説明書	添付資料5-12	3	(6)		提案地元雇用者給与の未達に係る減額措置	実績地元雇用者給与と提案地元雇用者給与の比較は1市2村の合計金額で行うと理解してよろしいでしょうか。	No. 20を参照してください。
24	入札説明書	添付資料6-1, 6-2	1			事業者が付保する保険	「上記に示す保険は必要最小限度」とあるため、「1 設計・建設工事」/「2 運営業務」とともに、ご記載の保険内容・てん補限度額は付保が必須と理解してよろしいでしょうか。また、「1 設計・建設工事」には、組立保険と建設工事保険の記載がありますが、組立保険にて建設工事保険の補償内容を満たす場合は組立保険のみの加入で問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、「入札説明書添付資料6」に記載の保険内容・てん補限度額は付保が必須です。なお、「1 設計・建設工事」については、組立保険にて建設工事保険の補償内容を満たす場合は、組立保険のみの加入で問題ありません。
25	入札説明書	添付資料6-2	2	(2)		事業者が付保する保険	公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済について、契約者は貴市である一方、共済基金分担金は運営事業者が負担することと記載があります。ご契約者様が貴市であるため、応募者にて見積取得等を行うことが難しく、分担金を入札金額に反映することができません。つきましては、共済基金分担金は貴市でご負担いただけないでしょうか。貴市にてご負担いただけない場合、運営事業者が見込むべき分担金もしくは分担金算出のための算出方法等をご教示ください。	公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済の共済基金分担金は本市の負担とします。
26	入札説明書	添付資料7-1				不可抗力リスク※1	「協議によって、一部を事業者の負担とすることがある」とありますが、想定されている具体例があればご教示願います。	回答を差し控えます。
27	入札説明書	添付資料7-1				設計・建設段階での物価変動リスク	物価変動リスクに関する項目がありませんが、「建設工事請負契約書(案)」P10第27条に則ると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	入札説明書	添付資料7-2				物価変動リスク	表中に「物価変動リスク」の記載がありませんが、「添付資料4-4 対価の改定」に基づいて運営段階に記載されている物価変動リスク分担が設計段階、建設段階も含めた全期間共通として扱われるとの認識でよろしいでしょうか。	No. 27を参照してください。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
29	入札説明書	添付資料7-2								リスク分担表 処理生成物運搬リスク 処理生成物処分リスク	リサイクル認定業者へ引き渡す小型家電、有害・危険ごみについても処理生成物と同様のリスク分担と理解してよろしいでしょうか。	運営事業者が資源化先等へ引き渡すもの（小型家電、有害・危険ごみ、リチウムイオン電池等）は、原則として事業者のリスクとします。ただし、それぞれ資源化先等へ引き渡すことが困難な場合は、要求水準書第Ⅱ編のとおりとします。
30	入札説明書	添付資料7-2								リスク分担表 処理生成物運搬リスク 処理生成物処分リスク	リサイクルプラザから発生した有価物に関しては本施設で発生したものではありませんため、処理生成物と同様のリスク分担と理解してよろしいでしょうか。	有価物は事業者が本市から購入して売却することから、有価物については、事業者のリスクとします。ただし、有価として扱うことができない資源物の取扱いは、本市のリスクとします。
31	入札説明書	添付資料8-1	2	(2)						入札保証金について	「過去2か年～証明した場合。」とありますが、本事業と同様の一般廃棄物処理施設では契約～竣工まで2年以上の期間が必要であることがほとんどであるため、過去2か年の間に同一施設で契約締結～履行完了（竣工）まで行ったことを証明することは難しいと考えています。つきましては、過去2か年の間で契約を2回以上または、竣工を2回以上したことを証明すること満足するものとしていただけないでしょうか。また、「規模をほぼ同じとする」とありますが、本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件と同様に、施設規模が1炉当たり90t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設であれば構わないものとしていただけないでしょうか。	本市の契約規則と同様の条件であり、変更できないことから、入札説明書添付資料8のとおりとします。 なお、「過去2か年～証明した場合。」とは、令和4年度～令和5年度に契約締結し、これらの業務を履行していることが条件となりますが、本事業は設計・建設工事に4年必要であることから事実上適用不可となります。 入札保証金の免除については、入札説明書添付資料8をご覧ください。
32	入札説明書	添付資料8-1	2	(2)						入札保証金について	本項目を証明する書類は、コリンズの受注登録書や竣工証明書等によろしいでしょうか。	No. 31を参照してください。
33	入札説明書	添付資料8-1	2	(2)						入札保証金	入札保証金免除の条件として、過去2か年の間に・・・契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明した場合とありますが、過去2か年（令和4年度以前）に契約締結をし、竣工引渡し時期が過去2か年（令和4年度以降）であれば免除の対象案件となるという理解でよろしいでしょうか。	No. 31を参照してください。
34	入札説明書	添付資料8-1	2	(2)						入札保証金	入札保証金免除の条件として、過去2か年の間に・・・契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明した場合とありますが、証する書類につきましては任意という理解でよろしいでしょうか。	No. 31を参照してください。
35	入札説明書	添付資料9-1	1	(1)						有価物の取扱い	運営事業者は、有価物の有効利用を行う売却先、売却価格（売却単価）、売却時の引取り条件等の提案を行い、本市の承諾を得るものとする。との記載がございますが、提案については運営開始前年度から運営終了の前年度（19年目）まで毎年提案を行うとの理解でよろしいでしょうか。（価格変動を踏まえ単年度契約を想定しております。）	ご理解のとおりです。
36	要求水準書第Ⅰ編	2	第1章	第1節	5					敷地	都市計画決定された範囲は事業実施区域として示される24,000㎡及び既存敷地を足し合わせた範囲と考えてよろしいでしょうか。また、同範囲が計画通知上の敷地と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書第Ⅰ編	2	第1章	第1節	5					敷地情報	敷地境界座標について、今回事業実施区域の座標、ベンチマークの座標をご教示ください。	ご要望の資料については、浦添市役所5階新施設建設室にて閲覧可とします。なお、閲覧期限は令和6年7月31日17時までとします。ただし、閲覧資料は参考資料とし、要求水準書に従って実施する測量調査に基づき、実施設計を行ってください。
38	要求水準書第Ⅰ編	3	第1章	第1節	6	1)	(15)			リサイクルプラザへの給電	買電によって貴市リサイクルプラザへ電力供給を行った場合の電力量料金は、貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、運営事業者の責により買電が生じた場合の費用は事業者負担とします。
39	要求水準書第Ⅰ編	3	第1章	第1節	6	1)	(15)			リサイクルプラザ側設備改造	既設改造を見積もるため、既設リサイクルプラザの下記図面を提示お願いします。 ・受電盤の図面（配線図、外形図、内部配置図） ・既設の外構図面 ・既設電気室の配置図	ご要望の資料については、浦添市役所5階新施設建設室にて閲覧可とします。なお、閲覧期限は令和6年7月31日17時までとします。ただし、閲覧資料は参考資料とし、実施設計時には、必要に応じて現地調査を行ってください。
40	要求水準書第Ⅰ編	4	第1章	第1節	6	4)				地質的留意点	「本市において地質調査及び磁気探査は実施済みであるが、これらはいくまでも参考資料とし、建設事業者において、追加調査が必要と判断する場合は、建設事業者の負担において調査を行うこと。」とありますが、貴市のデータと異なる地形・地質条件等が確認された場合は工期、費用の変更含め対応方法を協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書第Ⅰ編	7	第1章	第1節	7.	6)	(1)			工事期間中	「常時誘導員（3名以上）を配置」とありますが「3名以上」の根拠をご提示願います。	事業実施区域西側出入口、事業実施区域と既存敷地の接続位置、既存敷地出入口を想定してください。
42	要求水準書第Ⅰ編	7	第1章	第1節	7	7)	(1)			電力	系統連系に関して、電力会社へ接続検討を申込されていると推察しますが、その検討結果（逆潮流の有無や特別高圧線の引き込みルート、必要工期等）について開示願います。	接続検討の申込みは行っておりません。 事前相談は行っており、令和5年7月6日時点で特別高圧受電における逆潮流可能な電力の制限は無しと電気事業者より回答がありました。また、供給可能変電所は「曙変電所」です。ただし、事前相談時点の状況であることにご注意ください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
43	要求水準書第I編	7	第1章	第1節	7	7)	(1)		電力	リサイクル設備の自営線については原則として埋設とありますが、事業実施区域内を埋設とし、リサイクルプラザ内(資源化施設内)は架空線としてもよろしいでしょうか。	原則として埋設とします。
44	要求水準書第I編	7	第1章	第1節	7	6)	(2)		既存敷地側からの搬出入動線	既存施設敷地内を通過する車両動線の計画にあたり、一部新施設工事範囲外であっても既設外構の必要な部分を貴市との協議の上、変更することをお認めいただけないでしょうか。	既存施設及び浦添市リサイクルプラザの運転管理上支障がない場合、本市と協議の上、本市が認めた場合は可とします。
45	要求水準書第I編	7	第1章	第1節	7	7)	(2)(3)		上水/下水	上水引込み及び下水道接続に対する負担金等は、本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	建設工事に係る負担金は事業者の負担とし、本設に係る費用は本市の負担とします。
46	要求水準書第I編	7	第1章	第1節	7	7)	(3)		排水	本施設からの排水を公共下水道に接続する場合、浦添市ではなく那覇市の下水道料金になりますでしょうか。	事業実施区域は那覇市と浦添市の下水道協定区域であるため、那覇市下水道条例及び同条例施行規程が適用されます。
47	要求水準書第I編	8	第1章	第1節	7	8)	(1)		液状化対策の実施範囲	建築物及び構造物の設置区域とは、建築物及び構造物の基礎の影響範囲とし、構内道路等の外構部は範囲外という解釈でよろしいでしょうか。	ごみ処理に影響のある建築物及び構造物の基礎の影響範囲並びに構内道路等を対象とします。一方で、ごみ処理に影響の少ないフェンス、緑地などの外構は対象外とします。
48	要求水準書第I編	8	第1章	第1節	7	8)	(2)		液状化対策の検討	「設計時に液状化対策の実施範囲を特定し、・・・具体的な対策を検討する。」とありますが、要求水準書添付資料04_土質調査報告書ではその検討がなく、実施範囲の特定や対策の立案が困難な状況にあります。液状化対策については実施設計時の地質調査結果より、工期・費用を含めご協議とさせていただきませんか。	液状化対策については実施設計時の地質調査結果により検討を行うものとし、施工費用については協議を行います。要求水準書書の該当箇所を修正します。詳細は修正後の要求水準書を確認してください。
49	要求水準書第I編	9	第1章	第1節	9	2)	2)		浸水想定	津波・高潮浸水深の基準となるGLは標高+3.0mと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書第I編	9	第1章	第1節	9	3)	(5)		津波・高潮等の浸水対策	工場棟のうち、高潮浸水が想定される部分の扉は、防水扉(工場棟内にも必要に応じて)を採用すること、とありますが工場棟、管理棟以外の附属棟の扉については適用外と理解してよいでしょうか。	要求水準書のとおりです。工場棟のみ対象とし、管理棟及び附属棟は対象外とします。
51	要求水準書第I編	9	第1章	第1節	9	3)	(6)		津波・高潮等の浸水対策	「ボイラー給水ポンプや脱気器給水ポンプなど…、設置場所の出入口扉を防水扉とし」とありますが、この防水扉も上述(5)同様に高潮浸水に対する止水性能を求めている、と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書第I編	10	第1章	第1節	10	1)			計画スケジュールと杭工法の確認	工程計画の参考とするため計画工期のベースとされた杭工法や杭工期を開示していただくことは可能でしょうか。	提示できる資料はありません。
53	要求水準書第I編	10	第1章	第1節	10	1)			工期の考え方	「令和11年3月16日までに本市へ完成届を提出し」とありますが、当該日にちまでに性能試験を実施・完了し、その結果報告書は令和11年3月31日までに提出すると考えてよろしいでしょうか。	完成届の提出前に引渡性能試験報告書の提出が必要です。そのため、引渡性能試験報告書は令和11年3月16日以前に提出してください。
54	要求水準書第I編	11	第1章	第2節	2)	(1)	表1-3		計画目標年度における計画ごみ処理量	資源化施設等からの残渣1,745t/年の内訳をご教示ください。要求水準書添付資料12のR17年度における、マテリアル推進施設の「粗大ごみ」497t/年と「(参考)粗大ごみ(可燃粗大ごみ含む)」1,243t/年の差746t/年が可燃粗大ごみ量と理解しています。1,745t/年-746t/年=999t/年が資源化施設からの破碎・選別残さと理解してよろしいでしょうか。	令和17年度における浦添市リサイクルプラザ、草木ヤード及び2村の容器包装リサイクル施設からの選別残さは276t/年、本施設のマテリアルリサイクル推進施設からの破碎・選別残渣と可燃性粗大ごみの合計が1469t/年と想定しています。
55	要求水準書第I編	12	第1章	第2節	1	2)	(2)	②	ストックヤード対象ごみ	コンクリートブロック及びコンクリート片は、不燃ごみ袋に混入されて搬入されるのではなく、単体で施設に搬入されると理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書第I編	13	第1章	第2節	2)	表1-9			資源化施設等からの破碎・選別残さ	資源化施設等からの破碎・選別残さの処理方法については再度破碎処理となっていますが、これは、再度、破碎・選別処理することにより不燃残さ中の鉄・アルミの回収を意図されたものでしょうか。	資源化施設等からの残さを埋立処分しないための意図です。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
57	要求水準書第I編	14	第1章	第2節	3	2)	(1)		元素組成	表1-11にご提示いただいている採用ごみ質の元素組成は、基準ごみを想定しているとの認識でよろしいでしょうか。またその場合、低質ごみ、高質ごみの元素組成についても、ご教示願います。	ご理解のとおり、表1-11の元素組成は、基準ごみを想定したものです。なお、低質ごみ、高質ごみの元素組成の設定はございませんので、応募者にて想定願います。
58	要求水準書第I編	14	第1章	第2節	表1-10	2)	(1)		エネルギー回収型廃棄物処理施設の計画ごみ質	※処理生成物に関する検討を行う場合は、基準ごみ時において焼却処理量の10%が処理生成物として発生するものとする。」とありますが、灰処理設備能力や貯留容量は、加湿や薬剤も含めた処理生成物として、焼却処理量の10%として見込めば良いと理解してよろしいでしょうか。	当該箇所を「処理生成物に関する検討を行う場合は、基準ごみ時において焼却処理量の12%以上が処理生成物として発生するものとします。」に変更します。なお、ご理解のとおり、灰処理設備能力や貯留容量は、加湿や薬剤も含めた処理生成物として焼却処理量の12%以上を見込んでください。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
59	要求水準書第I編	15	第1章	第2節	表1-13	1)	(1)		災害ごみ	災害ごみについては、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみに選別された状態で搬入されますでしょうか。	本施設外の仮置き場にて「柱材・角材」「可燃物」「コンクリート」「金属くず」「不燃物」「土材系」に選別し、その中から処理できるものについて本施設へ搬入予定です。
60	要求水準書第I編	15	第1章	第2節	4	1)	(2)		ごみの搬入出	表1-14の注釈にて、「※ピーク時の直接搬入台数の合計は56台/日と想定している。」と記載がございますが、直接搬入車両だけでなく、収集車両につきましても渋滞想定検討のためにピーク時の時間当たり搬入台数を想定または実績がございましたらご教示ください。	収集車両のピーク台数については、要求水準書第I編表1-15を参考に想定してください。

※本回答書の頁欄は、入札公告時の公表資料に対する頁を表す。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
61	要求水準書第I編	16	第1章	第2節	表1-16	1)	(4)			飛灰 搬出車両	12ft専用コンテナ2台積載のシャーシサイズについては、要求水準書添付資料22のセミトレーラサイズと理解すれば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。12ft専用コンテナ2台積載のシャーシサイズは、セミトレーラサイズを想定してください。
62	要求水準書第I編	16	第1章	第2節	表1-16	1)	(4)			飛灰 搬出車両	飛灰搬出車両については、12ft専用コンテナ2台積載の他に、より経済的で且つ安全面や衛生面を考慮した搬出方法がある場合、事業者から提案しても良いでしょうか。	処理生成物の運搬及び資源化は本市の所掌であることから、提案は不可とします。
63	要求水準書第I編	16	第1章	第2節	表1-16	1)	(4)			飛灰 搬出車両 特記事項	飛灰搬出時には、12ftコンテナを2台乗せるシャーシ3台分を纏めて輸送すると思えば良いでしょうか。	輸送状況（海送や陸送）により、まとめてか分割するかが異なります。
64	要求水準書第I編	16	第1章	第2節	4	2)				小動物死骸	表1-17「ごみの搬入形態」に「小動物死骸の排出形態は段ボール箱等」との記載がございますが、段ボール寸法は宅配120号段ボールサイズ（例470 x 330 x 300）以内と考えてよろしいでしょうか。	体長約1メートルの大型犬の場合もあり、その大きさに対応した段ボールになります。なお、段ボールの他にビニールでの搬入があります。
65	要求水準書第I編	18	第1章	第2節	7	1)				焼却主灰及び飛灰処理物の溶出基準	「飛灰処理物については、金属精錬による資源化を行う場合に限り、表1-18に示す溶出基準の適用外とする。」とあります。運営費を算出する前提条件としては、上記「金属精錬による資源化を行う場合」とし、飛灰処理に使用する重金属安定剤の薬剤費用は見込まないものと理解してよろしいでしょうか。 見込む必要がある場合には、「金属精錬による資源化」を行わない年数等、費用算出の前提とできる条件をご提示いただけないでしょうか。	ご理解のとおり、飛灰処理物を金属精錬によって資源化を行う場合を想定し、飛灰処理に使用する重金属安定剤の薬剤費用は見込まないものとして運営業務委託費を算出してください。
66	要求水準書第I編	18	第1章	第2節	7	1)				焼却主灰及び飛灰処理物の溶出基準	「飛灰処理物については、金属精錬による資源化を行う場合に限り、表1-18に示す溶出基準の適用外とする。」とあります。主灰についても、資源化先の受入基準に表1-18の基準が該当しない場合は、適用外と理解してよろしいでしょうか。 その場合、運営費を算出する前提条件としては、主灰の資源化を継続して行うものとし、主灰処理に使用する重金属安定剤の薬剤費用は見込まないものと理解してよろしいでしょうか。 見込む必要がある場合には、主灰の資源化を行わない年数等、費用算出の前提とできる条件をご提示いただけないでしょうか。	ご理解のとおり、主灰についても、資源化先の受入基準に表1-18の基準が該当しない場合は、適用外とします。 また、主灰処理に使用する重金属安定剤の薬剤費用は本事業対象外とします。 要求水準書の該当箇所を修正します。 詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
67	要求水準書第I編	20	第1章	第2節	8	3)				騒音	「敷地境界において次に示す基準値を遵守」とのことですが、ここでいう敷地境界とは事業実施区域のことと考えてよろしいでしょうか。	敷地境界とは都市計画決定の範囲を指します。
68	要求水準書第I編	25	第1章	第4節	1	4)	(3)			海外調達	熱処理等を行う機器及び特殊材料等については、原則として国内品を使用すること、とありますが、経済性、市場入手性、品質等を考慮し、熱処理を伴うボイラ耐圧部や装置の鉄鋼部品（回転軸等）について、実績のある海外業者が海外規格材料を使用することをお認め頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
69	要求水準書第I編	27	第1章	第4節	1	1)				試運転	試運転期間は、完成届提出日までに150日以上とする、とありますが、施設引渡日までに150日以上、に変更させていただけないでしょうか。	完成届提出日までに135日以上とします。 要求水準書の該当箇所を修正します。 詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
70	要求水準書第I編	34	第1章	第6節	表1-27	20・21				電気関係諸室内温度・局部温度、機械関係諸室内温度・局部温度	電気関係諸室内温度・局部温度、機械関係諸室内温度・局部温度において、「外気温度33℃以上において、40℃以下」等の記載がありますが、外気温度との温度差により換気設備等を計画しますので、外気温度条件は一定とするため、「外気温度33℃において、40℃以下」等と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「外気温度33℃以上において、40℃以下」については、「外気温度33℃において、40℃以下」と読み替えてください。 要求水準書の該当箇所を修正します。 詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
71	要求水準書第I編	34	第1章	第6節	表1-27	20・21				引渡性能試験方法（エネルギー回収型廃棄物処理施設）	室内温度の保証値は、「電気関係諸室は外気温度33℃以上において、40℃以下（局部45℃以下）」、「機械関係諸室は外気温度33℃以上において、43℃以下（局部48℃以下）」と記載されておりますが、外気温度は著しく変動する恐れがあるため、「電気関係諸室は外気温度+7℃（局部12℃）」、「機械関係諸室は外気温度+10℃（局部15℃）」のように『外気温との相対差』とさせていただきますでしょうか。	No. 70を参照してください。
72	要求水準書第I編	35	第1章	第6節	表1-28	2・3				引渡性能試験方法（マテリアルリサイクル推進施設）	選別能力、破碎能力の試験方法において、測定回数2日以上と記載されています。一方、P29引渡性能試験において、マテリアルリサイクル推進施設については、予備性能試験期間と同様1日以上と記載されています。測定回数1日にて実施するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。選別能力の測定回数は2回/日×1日以上、破碎能力の測定回数は各1回/日×1日以上とします。 要求水準書の該当箇所を修正します。 詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
73	要求水準書第I編	38	第1章	第8節	1					関係法令の遵守	関係法令として土壌汚染対策法を遵守する旨のご指定ですが、添付資料5より敷地内の特定有害物質を含む30項目において環境基準以下の結果を得られていることより同法による調査命令は受けない見積条件と考えてよろしいでしょうか。	関係官公庁と協議中です。 調査命令を受けた場合の施工費用等については協議を行います。
74	要求水準書第I編	42	第1章	第10節	2.	2)	(2)	①		現場管理	副現場代理人の表記がありますが、副所長等の現場代理人不在時の代行者と読み替えてよろしいでしょうか。	副現場代理人は配置しないものとします。 要求水準書の該当箇所を修正します。 詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
75	要求水準書第I編	42	第1章	第10節	2.	2)	(2)	①		現場管理	「現場代理人は、工事の管理に必要な知識と経験及び資格を有するものとする」とありますが、必要な資格についてご提示願います。	特別に必要な資格はありません。ただし、現場代理人には、直接的かつ3カ月以上の雇用関係がある者を配置してください。
76	要求水準書第I編	44	第1章	第10節	2.	4)	(1)			日報及び月報の提出	指定フォームがあればご提示願います。	落札者へ提示します。

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
77	要求水準書第I編	44	第1章 第10節 2 4) (2)	主任技術者の選任	設置者（SPC設立前）で選任ではなく、建設事業者にて「みなし」として選任するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、建設事業者にて「みなし」として選任することでも問題ありません。
78	要求水準書第I編	44	第1章 第10節 2 4) (3)	実施設計担当者による管理	実施設計担当者が施工図・工作図の確認、自主検査を行うとありますが、具体的な内容や範囲については実施設計時に事業者より提案させていただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書第I編	44	第1章 第10節 2 5) (1)	許認可申請範囲	今回工事の確認申請の対象範囲は「添付資料01_事業実施区域」の赤い実線で示す範囲と考えてよろしいでしょうか。	確認申請の対象範囲は都市計画決定された範囲です。都市計画決定された範囲はNo. 36を参照してください。
80	要求水準書第I編	45	第1章 第10節 2 5) (4)	地中障害物	「地中障害物人工物等の予期しない地中障害物が・・・」との記載ですが、人工物に限らず転石や不測の地盤条件等自然由来の障害物に関しても本項に記載の障害物としてお取り扱いいただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書第I編	45	第1章 第10節 2 5) (7)	工事車両の搬出入経路	工事用車両について「状況によっては本市から使用する車両動線をあらかじめ指定する場合があります。」とありますが、工事計画の精度のため現時点で指定動線がございましたらご教示ください。	現時点での工事車両の指定動線はありません。既存施設の運用や動線に支障ない形での提案を求めます。
82	要求水準書第I編	45	第1章 第10節 2 5) (9)	家屋調査	家屋調査の範囲ですが、東西面は道路のため、南面のJA沖縄園芸農作物広域流通センターを調査範囲と考えてよろしいでしょうか。	事業実施区域に接する敷地、道路及び周囲工作物などを調査対象範囲とし、本市と受注者で協議の上、決定します。
83	要求水準書第I編	45	第1章 第10節 2 5) (9)	家屋調査	家屋調査を実施する範囲の基準についてご教示をお願いします。（敷地境界から10mかつ杭先端から仰角45度で地表と交わる範囲など）	No. 82を参照してください。
84	要求水準書第I編	46	第1章 第10節 2 5) (10) ⑦	仮設事務所	「仮設事務所内には、30名程度が収容可能な会議室を設けること。」とありますが、この会議室は貴市優先のもと建設事業者との兼用が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。当該会議室は建設事業者との兼用が可能とします。
85	要求水準書第I編	47	第1章 第10節 2 5) (14) ③	赤土流出防止対策の具体的内容	「～だけでなく、地域及び自然特性を考慮する」とありますが、具体的な内容をご教示いただけないでしょうか。	雨水の量や台風時等の海からの高潮等の影響等を考慮した濁水量の軽減対策、対象事業実施区域内の裸地で発生した濁水中の浮遊物質の低減対策などを想定しています。
86	要求水準書第I編	47	第1章 第10節 5) 5) (15)	作業時間	「作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分までとする。」とありますが、今後の協議により変更可能という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。今後の協議により決定します。
87	要求水準書第I編	55	第2章 第2節 7	地震対策	本施設については構造体をⅡ類として設計する旨のご指示ですが、対象は重要機器を取り扱う工場棟のみと考えてよろしいでしょうか。	管理棟及び工場棟を対象とします。
88	要求水準書第I編	59	第2章 第3節 1 5) (1)	計量徴収料金の貴市ご指定金融機関への引き渡し方法について	貴市への徴収料金引き渡し方法について、貴市ご指定の口座へ定期的に徴収料金を振り込むことを前提に計画するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	要求水準書第I編	59	第2章 第3節 1 5) (1)	計量徴収料金の貴市ご指定金融機関への引き渡し方法について	「徴収した料金については、市が定める方法によって市の指定金融機関へ引き渡しが可能となるよう…」とありますが、指定金融機関への引き渡し頻度にもとづき事業者の作業負荷および詳細な人員配置を計画する必要があることから、想定されている引き渡し頻度をご教示ください。	月1回を想定しています。
90	要求水準書第I編	59	第2章 第3節 1 5) (1)	計量徴収料金の貴市の指定金融機関への引き渡し方法	貴市への徴収料金引き渡し方法について、定期的に貴市ご指定の口座に振込むものと理解してよろしいでしょうか。	No. 89を参照してください。
91	要求水準書第I編	62	第2章 第3節 3 5) (16)	プラットホームの構造	プラットホームをRC造とのご指定がありますが、一方でP193 4) (5)及び表4-6では鉄骨造の採用も可とする表記があります。鉄骨造の採用により建物に作用する地震力を低減でき、施設の耐震性向上が図れることよりP193 4) (5)及び表4-6の記載を優先し、プラットホームへの鉄骨造採用をお認めいただけませんか。なお、プラットホームをS造とする施設は当社実績上も多数あることを合わせてご報告させていただきます。	プラットホームの下部及び投入ステージ並びにランプウェイはRC造とします。また、プラットホーム上屋、炉室上屋等を支持する架構は、P193 4) (5)に示すとおり、鉄骨造を原則とします。
92	要求水準書第I編	62	第2章 第3節 3 5) (16)	ランプウェイの構造	ランプウェイはRC造とのご指定ですが、搬入車両と接触する恐れのある床及び腰壁についてはRC造とし、床板を支える主架構（柱・梁・ブレース）の構造形式については提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご提案は不可です。ランプウェイは床板を支える主架構（柱・梁・ブレース）も含め、RC造とします。
93	要求水準書第I編	64	第2章 第3節 5 1)	ダンピングボックス	ダンピングボックスの形式として「傾斜投入式及び傾胴型」とありますが、「傾斜投入式または傾胴型」と解釈してよろしいでしょうか。	該当箇所を「傾胴型」のみに変更します。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
94	要求水準書第I編	64	第2章 第3節 5 1)	ダンピングボックス	傾斜投入式のダンピングボックスを採用する場合、ダンピングボックスの本体底部でピット内臭気が漏れないようにシールできる構造のため、ダンピングボックス用シャッターを無くすることが可能となります。そのため、傾斜投入式を採用する場合は、ダンピングボックス用シャッターを設置しないことをご教示いただけないでしょうか。	No. 93を参照してください。
95	要求水準書第I編	64	第2章 第3節 5 3) (3)	ダンピングボックス	操作方式に自動とありますが、安全を考慮してダンピングボックスの操作は手動のみとし、ダンピングボックス用のシャッターを連動させることでよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。ダンピングボックスの操作は手動のみとし、ダンピングボックス用のシャッターを連動させることも可とします。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
96	要求水準書第I編	66	第2章	第3節	6	5)	(7)		ごみピット 鉄筋のかぶり厚	「鉄筋からのかぶり厚」について、ごみクレーンの衝突を考慮したふかしてではなく、構造体のかぶり厚さを多めに確保するという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。	
97	要求水準書第I編	66	第2章	第3節	6	5)	(8)		ごみピット	「ごみピット周りの躯体は、ごみクレーン受梁レベルまでは原則としてRC造又はSRC造とすること。」とありますが、ごみクレーン受梁レベルまでもS造の採用をお認めいただけませんか。S造への採用は地震力の低減に寄与し、耐震性の向上が期待できることが提案理由です。	ご提案は認められません。	
98	要求水準書第I編	66	第2章	第3節	6	5)	(10)		ごみピット 自然採光の計画場所	「自然採光を極力採り入れ」について、メンテナンスを考慮しトップライトでよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。ただし、十分な雨漏り対策を施してください。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。	
99	要求水準書第I編	71	第2章	第4節	1	3)	(2)		材質	「SS400」とありますが、海外調達の可能性やメーカ標準材料の採用も考慮し、「SS400または同等品以上」、と理解してもよろしいでしょうか。※ごみ投入ホッパ・シュートだけでなく、全機器の材質についての質問です。	要求水準書に記載のとおり、原則として、国内メーカを使用してください。なお、【本要求水準書の記載事項】に示しているのとおり、[]書きで仕様が示されているものは、同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるもののうち、本市が妥当と判断した場合に変更を可とします。	
100	要求水準書第I編	75	第2章	第4節	7	1)	(6)		燃料貯留タンク	炉立上げ下げ(2炉分)の他に、緊急時の1炉立上げ、タービン連系までの容量を常時確保とあります。通常の炉立上げ下げ2炉分を確保していれば、緊急時の使用分は賅われると思われ。必要な容量について以下①、②どちらか考え方をご教示願います。 ①通常炉立上げ下げ2炉分+緊急時使用分 ②通常炉立上げ下げ2炉分のみ	「①通常炉立上げ下げ2炉分+緊急時使用分」です。	
101	要求水準書第I編	77	第2章	第5節	1	1)	(3)	⑧	過熱器	過熱器材質について、SUS310または同等品以上とありますが、これは、ガス温度・蒸気温度の高い部位に適用されるもので、一次過熱器などガス温度・蒸気温度の低い部位については、事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
102	要求水準書第I編	77	第2章	第5節	1	1)	(3)	⑧	過熱器	過熱器材質について、SUS310または同等品以上とありますが、(5)特記事項⑧において、「高温高圧ボイラーを採用する場合、肉盛溶接を行うなど伝熱管の腐食対策を講じる」とあります。最終過熱器に肉盛溶接による腐食対策を講じた場合、管母材の材質については、事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
103	要求水準書第I編	77	第2章	第5節	1	1)	(5)	①	発生蒸気の全量過熱	高圧蒸気だめへ送る蒸気に関しては過熱蒸気としますが、LCCを踏まえ蒸気式空気予熱器で使用する蒸気についてはドラム抽気による飽和蒸気の使用を認めて頂けないでしょうか。蒸気式の熱交換器は凝縮熱伝達が支配的であり過熱蒸気を要しなく、過熱蒸気使用により材質を高級化する必要があることや、熱的環境(耐用性)が厳しくなります。ボイラ過熱器を小さくできるメリットもあります。	ご提案を認めます。蒸気式空気予熱器で使用する蒸気についてはドラム抽気による飽和蒸気の使用を可とします。	
104	要求水準書第I編	85	第2章	第5節	10	3)	(1)		復水タンク	材質SUS304又は同等品以上とありますが、水質管理していることと密閉系であり酸素は混入しません。また、脱気した復水を使用していることと他の機器類(ボイラ、低圧蒸気復水器)などもSS材の仕様です。他施設においても、SS材の仕様で問題なく20年以上運用している実績もあり、SS材の提案を認めていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。	
105	要求水準書第I編	86	第2章	第5節	11	3)	(8)		純水装置 原水水質	純水装置の選定にあたり、添付資料11の水質検査結果に加え、以下の数値をご提示いただくことは可能でしょうか。 電気伝導率(25℃換算値)、硫酸イオン、硝酸イオン、酸消費量(pH4.8)、イオン状シリカ	ご提示できる資料はありません。	
106	要求水準書第I編	87	第2章	第5節	14	1)			廃液中和槽	廃液中和槽については、RC水槽の他に事業者提案として、樹脂製タンクを認めていただけないでしょうか。	ご提案を認めます。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。	
107	要求水準書第I編	87	第2章	第5節	14	2)	(3)	①	中和廃液移送ポンプ容量	「純水製造量の1.5倍以上」との記載がありますが、本ポンプは廃液移送のためのものであり、容量が過大となってしまいます。機器容量適正化のため、「時間あたりの廃液の想定流入量に対して1.5倍の余裕」を見込んだ容量とさせていただきます。	ご提案を認めます。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。	
108	要求水準書第I編	90	第2章	第6節	2	5)	(7)		ろ過式集じん器用加温装置	「加温装置は底板だけでなく底部側板、集じん灰排出装置、架台等にも設けること」との記載がありますが、加温装置設置対象・位置は過剰な電力消費とならないように、腐食防止に必要な適正範囲を事業者にて提案することです。	腐食防止に対して十分な範囲を提案することを前提に、ご提案を認めます。	
109	要求水準書第I編	90	第2章	第6節	2	5)	(12)		ろ布取替え用ホイスト	ろ布取替え作業を手動で行える構造とすることを条件にろ布取替え用ホイストの可否は事業者提案とさせていただきます。	ろ布取替え時に支障が無いことを条件とし、ご提案を認めます。	

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
110	要求水準書第I編	91	第2章	第6節	3	4)	(1)		反応装置	当該装置は「煙道内に消石灰を吹き込むための装置（ノズルなど）」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。	
111	要求水準書第I編	100	第2章	第8節	7	3)	(2)		煙道材質	煙道の主要材質について、耐硫酸露点腐食鋼のご指定がございましたが、ろ過式集じん器以降の煙道については脱塩脱硫されていることから、一般構造用圧延鋼材の採用実績が多数ございます。適正な煙道材質の選定による事業費削減を目的に一般構造用圧延鋼材の使用をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。	
112	要求水準書第I編	101	第2章	第8節	8	3)	(2)		煙突高さ	高さ59mとは基準GLを標高+3.0mとしたときのGL+59mとの解釈でよろしいでしょうか。	標高に限らず、煙突を設置する箇所の地表から59mとします。	
113	要求水準書第I編	101	第2章	第8節	8	3)	(8)		煙突外筒の寸法	「外筒寸法」について、外筒寸法は外筒仕上芯間の寸法でよろしいでしょうか。	仕上がり外形寸法を記載してください。	
114	要求水準書第I編	101	第2章	第8節	8	3)	(8)		煙突外筒の仕上	外筒の仕上は、RCもしくは押出成形セメント板、ALC板より選定・計画してよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。	
115	要求水準書第I編	101	第2章	第8節	8	5)	(9)		煙突	内筒継ぎ目の溶接部は、内側を全周溶接とすることとありますが、内筒内部は狭く内側溶接は施工不良による品質悪化の懸念があります。実績多数でシール性に問題のない外側溶接をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。	
116	要求水準書第I編	102	第2章	第9節	2	1)			焼却主灰押出装置	半湿式が指定されていますが、セメント原料化による資源化提案を考慮し、他の方式を提案しても良いでしょうか。	要求水準書のとおりとします。なお、要求水準書の【本要求水準書の記載事項】のとおり、[]書きで仕様が示されているものについては、同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるもののうち、本市が妥当と判断した場合に変更を可とします。	
117	要求水準書第I編	106	第2章	第9節	8	3)	(1)		焼却主灰ピット容量	「基準ごみ2炉定格運転時の発生量の7日分以上を常時確保」との記載があります。これは仮に貴市にて行われる主灰搬出頻度がX日おきとした場合、主灰ピット容量は(X+7)日分の容量を確保するものと理解してよろしいでしょうか。または、主灰の搬出頻度に関わらず主灰貯留・搬出装置（フレコン貯留）の容量とあわせて21日分確保していれば主灰ピット単体で10日分の容量は確保する必要はないと理解してよろしいでしょうか。上記いずれの理解をすべきかご教示をお願いします。前者の場合、X日の数値をご指定下さい。	「基準ごみ2炉定格運転時の発生量の7日分以上を常時確保」については、主灰の搬出頻度に関わらないものとします。	
118	要求水準書第I編	107	第2章	第9節	9	5)	(9)		灰クレーン 特記事項	灰クレーン受け梁レベルまでRC若しくはSRCが適用されるのは、ランウェイガーダー式の灰クレーンと理解してよいでしょうか。	懸垂式も同様で、その場合は走行レールが固定される部位までと読み替えてください。	
119	要求水準書第I編	107	第2章	第9節	9	5)	(9)		灰クレーン 特記事項	灰クレーンを懸垂式とする場合、灰ピット及び灰クレーン廻りの建物については、GL+5mまでRC若しくはSRCと理解してよいでしょうか。	走行レールを固定する部位までをRCもしくはSRCとします。	
120	要求水準書第I編	109	第2章	第9節	12	3)	(1)		飛灰貯留槽の容量	「基準ごみ2炉定格運転時の発生量の7日分以上の容量を常に確保する」との記載があります。飛灰排出設備から飛灰排出作業を行い資源物ヤードにフレコンを仮置きできることを前提として飛灰貯留槽内に常時7日分以上の容量を確保するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
121	要求水準書第I編	112	第2章	第9節					飛灰搬出頻度	フレコン詰めした飛灰や飛灰処理設備で安定化処理等を行った飛灰を車両で搬出する頻度（〇日おき）をご教示下さい。	現施設での飛灰の搬出頻度は週1回程度です。新施設では運営事業者が主体となって日程調整を行うよう本市に協力することとしているので、搬出頻度は事業者にて提案願います。	
122	要求水準書第I編	112	第2章	第9節	14	3)	(1)		飛灰搬出設備最大貯留容量	本装置は、フレコン積込装置と一時貯留する設備の要求と思われるが、最大貯留容量の「飛灰搬出車両積載容量の1.5倍以上」というのは、12ftコンテナ2台分の1.5倍以上の一時貯留スペースをフレコン積込装置周辺に確保する、という意味でしょうか。またその場合、P.109に記載の「飛灰は14日分の貯留ができるようにする」という要求は、飛灰貯留槽と一時貯留スペースと資源物ストックヤードの合計量で達成すればよい、と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
123	要求水準書第I編	112	第2章	第9節	14	3)	(1)		飛灰最大貯留容量	「飛灰搬出車両積載容量の1.5倍以上」との記載があります。 A:フレコン詰め装置での貯留量 B:資源物ストックヤードとの一時貯留量 C:飛灰搬出車両積載容量 として、A+B>Cx1.5の貯留容量を確保すればよろしいでしょうか。	No.122を参照してください。	
124	要求水準書第I編	119	第2章	第11節	2	1)			排水の処理方式	プラント系無機系排水は全量再利用水となっていますが、公共下水道のポンプ容量の逼迫を考慮してという理解でよろしいでしょうか。その場合、下水道放流可能な水量をご教示いただき、当該水量以下とすることを前提に無機系排水も一部下水道放流することをお認めいただけないでしょうか。	無機系排水も一部下水道放流するというご提案を認めます。なお、下水道放流量については実施設計時に協議とします。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細は修正後の要求水準書を確認してください。	
125	要求水準書第I編	119	第2章	第11節	図2-2				プラント排水処理フロー	プラント系無機系排水は、図2-2のフローのとおり、全量、施設内で再利用する必要があると理解してよろしいでしょうか。	No.124を参照してください。	

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
126	要求水準書第I編	119	第2章	第11節	2	1)			薬剤受入方法	表2-3備考欄に「※薬剤タンクの容量は、薬剤搬入車（タンクローリー等）の受け入れが可能なおものであること。」とありますが、使用量が著しく少ない薬剤（液体キレート、凝集剤、凝集助剤）については薬剤搬入車ではなくポリタンク等での受入として問題ございませんでしょうか。	ご提案を認めます。
127	要求水準書第I編	121	第2章	第12節	1				グリーン電力証書について	グリーン電力活用制度について、以下の点をご教示ください。 ①事業者の所掌は、基準適合検査または検定を受けた取引用電力計の設置および運用までよろしいでしょうか。 ②グリーン電力証書の収益帰属先は事業者でしょうか。	①建設事業者の所掌は、基準適合検査または検定を受けた取引用電力計の設置です。運営事業者の所掌は、基準適合検査または検定を受けた取引用電力計の維持管理及び検定有効期間が切れる前の交換設置です。該当箇所の要求水準書を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。 ②グリーン電力証書の収益帰属先は本市です。
128	要求水準書第I編	124	第2章	第12節	4	1)	(5)	⑤	ZPCについて	電力会社等との協議の上、ZPC等機器選定を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	要求水準書第I編	124	第2章	第12節	4	1)	(5)	⑤	コンデンサ形計器用変成器	コンデンサ形計器用変成器〔一式〕(ZPC)とありますが特高受電のため接地型変圧器(EVT)を使用してもよろしいでしょうか。	No.128を参照してください。
130	要求水準書第I編	124	第2章	第12節	4	1)	(6)	②	系統連系技術要件ガイドライン対応	② 系統連系技術要件ガイドライン対応が高压の項に記載ありますが、特高設備に読みかえてよろしいでしょうか。	要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
131	要求水準書第I編	125	第2章	第12節	4	3)	(4)	②	高压変圧器の効率について	2014年省エネ基準をクリアしたトップランナー高压変圧器を提案させていただいてもよろしいでしょうか。	入札公告時における最新の省エネ基準をクリアしたトップランナー高压変圧器の提案は認めます。
132	要求水準書第I編	126	第2章	第12節	4	4)	(3)	②	イ (i) 進相コンデンサ制御	進相コンデンサの力率制御についてタービン発電機の制御と協調をとりながらとあります。 (i)2 炉運転時、「APFR 設置点の力率制御を $1.0 \geq PF \geq 0.95$ (遅れ)の範囲に保つ」は「受電点の力率を $1.0 \geq PF \geq 0.95$ (遅れ)の範囲に保つ」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	要求水準書第I編	127	第2章	第12節	8	1)			コントロールセンタ	マテリアルリサイクル推進施設電気設備を単独で設置した場合、マテリアルリサイクル推進施設は24時間連続運転ではなく、コントロールセンターとするメリットがありません。初期費用、維持管理費用、更新時の費用を抑制するため、マテリアルリサイクル推進施設については、コントロールセンターではなく、自立閉鎖型電磁集合盤としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
134	要求水準書第I編	128	第2章	第12節	8	2)	(5)		現場制御盤の保護等級	現場制御盤の保護等級について設置場所の環境に応じた適切な機器選定をさせていただきたく、以下御教示ください。 ①分析計などメーカー標準品で保護等級を準拠できない場合で実績上問題ないものは、メーカーの保護等級を採用することをお認めいただけないでしょうか。 ②設置場所(屋外)の保護等級について、「IP56以上」との記載がございますが、IP54以上とすることをお認めいただけないでしょうか。貴市近隣自治体様向工場においてIP54で約20年問題なく稼働している実績がございます。また、これまでの納入実績盤メーカーには、IP56以上の現場制御盤・現場操作盤を製作可能なメーカーがなく、製作が困難です。	本市と協議の上、本市が認めた場合は、ご提案を認めます。
135	要求水準書第I編	128	第2章	第12節	8	2)	(5)		現場制御盤	電気室、中央制御室、発電機室以外の屋内制御盤の保護等級がIP53以上あるいはIP51以上になっていますが、粉塵の可能性がない部屋については、適切に変更見直ししても良いでしょうか。	本市と協議の上、本市が認めた場合は、ご提案を認めます。
136	要求水準書第I編	129	第2章	第12節	8	4)	(6)		動力配電設備の特記事項(電気盤の保護等級)について	保護等級の考え方については、2章第12節8-2)-(5)にて記載されているの保護等級の考えに準拠の理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	要求水準書第I編	132	第2章	第12節	10	1)	(5)	①	非常用発電設備の騒音	非常用発電設備を通常立上げ及びピークカットに活用しない場合は、非常停電時など限定的な使用頻度となりますので、設備構成の合理化を目的として事業実施区域境界における騒音基準の対象範囲外とさせていただけないでしょうか。	事業実施区域は騒音規制法に基づく第3種区域に該当します。また、本市の「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(平成24年3月30日 告示第40号)」では、「特定工場等において発生する騒音の規制基準」が定められていますが、非常時の例外規定は定められていないことから、ご提案は認められません。
138	要求水準書第I編	134	第2章	第12節	10	3)	(5)	②	特記事項	母線連絡遮断器について記載がありますが、他の機能で同等の機能を確保することを前提に事業者にて提案してもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
139	要求水準書第I編	134	第2章	第12節	10	3)	(5)	②	非常用発電機制御盤	同期投入装置は蒸気タービン発電機と記載されていますが、非常用発電機と読み替えてよろしいでしょうか？	要求水準書のとおりとします。
140	要求水準書第I編	140	第2章	第13節	3	3)			カメラ仕様について	カメラ設置場所リストの備考欄に「ワイパ付」の記載がありますが、設置環境に配慮した上で、ワイパが不要となる、親水コーティングドーム型カメラでの提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書第I編 表 2-7は参考であり、一例を示すものです。提案内容が合理的であると本市が判断した場合、ご提案を認めます。
141	要求水準書第I編	140	第2章	第13節	3	3)			カメラ仕様について	カメラ設置場所リストの備考欄に「回転雲台付」と記載がありますが、回転速度が速いドーム型カメラでの提案をお認めいただけないでしょうか。	No.140を参照してください。

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
142	要求水準書第I編	140	第2章 第13節 3 3)	ITV装置	ITVモニタの映像は、研修室にて視聴を可能とするとありますが、P.175以降の諸室計画には研修室はありません。研修室とは大会議室と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
143	要求水準書第I編	146	第2章 第13節 5 5) (2)	公害監視用データ表示盤	公害監視用データ盤の表示内容が、研修室での表示を可能とするとありますが、P.175以降の諸室計画には研修室はありません。研修室とは大会議室と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
144	要求水準書第I編	152	第3章 第1節 2 1) (2)	粗大ごみ	量は可燃粗大ごみ切断機にて処理とありますが、日平均、年間の量処理枚数をご教示願います。	ご提示できる資料はありません。
145	要求水準書第I編	153	第3章 第1節 5 1)	処理条件 破碎基準	「低速せん断破碎機 破碎基準500mm以下」と記載されていますが、P35性能試験 表1-28 低速回転式破碎機破碎能力には、400mm以下と記載されています。破碎基準は500mm以下と考えてよろしいでしょうか。	低速せん断破碎機のは最寸法は、[400mm]以下を正とします。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
146	要求水準書第I編	153	第3章 第1節 5 3)	選別性能基準	「磁性物純度90%以上（保証値）」と記載されていますが、P35性能試験2. 選別能力鉄分純度95%以上と記載されています。90%以上を保証値と考えてよろしいでしょうか。	磁性物純度は95%以上を基準とします。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
147	要求水準書第I編	154	第3章 第1節 7	基本処理フロー	「本施設での基本処理フロー(参考)」をお示しいただいております。売電量増加のため、計画ごみ質に対する処理能力を守る前提で、ヤードでの選別など第3章第3節～第8節記載の機器構成を事業者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書の【本要求水準書の記載事項】で示すとおり、図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものであることから、事業者にて適切な処理フローを提案してください。なお、要求水準書(第I編)第3章第3節～第8節に記載の機器については、要求水準書に示すとおりとします。ただし、「要求水準書(第I編)P162第3章 第6節 2. 粒度選別機」は、必要に応じて設置するものに修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
148	要求水準書第I編	157	第3章 第3節 1	ごみ計量器	有害危険ごみ、小型家電、分別後の鉄・アルミの搬出車の計量回数をご教示下さい。また、これらの引取先での計量有無についてもご教示下さい。引取先で計量を行う場合、本施設内での計量は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	有害危険ごみ、小型家電、分別後の鉄・アルミの搬出車の計量回数は、引取先での計量の有無に関わらず、2度計量とします。要求水準書第II編の関連箇所(第4章第11節)を修正します。詳細は修正後の要求水準書を確認してください。
149	要求水準書第I編	157	第3章 第3節 3 2)	数量	受入ヤード数量5種と記載されていますが、それぞれの仕切り壁を設ける設けないについては、事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	要求水準書第I編	157	第3章 第3節 3 2)	受入ヤード	数量5種(不燃ごみ(小型家電製品)(袋収集)、不燃粗大ごみ、可燃粗大ごみ)とありますが、5種とは、不燃ごみ・不燃粗大ごみ・可燃粗大ごみ・スプリングマットレス・有害ごみ、と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
151	要求水準書第I編	159	第3章 第3節 8	手選別処理物移送コンベヤ設備	配置上不要であれば、本設備は設けなくても良いでしょうか。	ご提案を認めます。配置上不要であり、適切に処理を行える場合は、手選別処理物移送コンベヤ設備の設置は不要としても問題ありません。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
152	要求水準書第I編	161	第3章 第5節 1 2) (6)	各種搬送コンベヤ	手選別前の破袋物はごみ焼却施設ごみピットへ直送すること、となっていますが、不燃ごみ・小型家電が入っていたごみ袋をごみピットへ送ること、と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
153	要求水準書第I編	171	第3章 第12節 2 3)	ITV装置	表3-4 カメラ設置場所リストの雲台欄に「電動」との記載がありますが、雲台方式の他、電動雲台より回転速度が速いドーム型カメラの採用もお認めいただけますでしょうか。	要求水準書第I編 表3-4は参考であり、一例を示すものです。提案内容が合理的であると本市が判断した場合、ご提案を認めます。
154	要求水準書第I編	172	第3章 第12節 4 2)	オペレーターズコンソール	『オペレーターズコンソール』とは、「SCADA+PLC」による制御装置との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の仕様が満足できるシステムであれば、SCADAの必要性はありません。
155	要求水準書第I編	174	第4章 第1節 1 1) (14)	土木建築工事 工事範囲	工事範囲について「既存設備・配管切替」が含まれますが、要求水準書及び添付資料よりその必要性が判断できない切替工事についてはP45(4)「予期しない地中障害物」として取り扱うものと考えてよろしいでしょうか。	事業者が必要性がないことを示し、本市が必要性がないと判断した場合、予期しない地中障害物として取り扱うものとします。
156	要求水準書第I編	176	第4章 第2節 2 1) (2) ② ト	炉室換気方式	「炉室には換気モニタを効率的に設け、第2種機械換気が適切に行われるように」との記載ですが、炉室内の適正な温熱環境構築を前提に第3種あるいは第1種換気方式の採用もお認めいただけませんかでしょうか。	適正な温熱環境構築を前提に、提案を認めます。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細は修正後の要求水準書を確認してください。
157	要求水準書第I編	178	第4章 第2節 2 1) (2) ⑩ イ	小動物の死骸受入室	「小動物の死骸の受入れ室を計画すること」とありますが、パーテーション等で見学者や搬入者の目に触れないよう配慮できれば、建築壁で区画した居室を設置せずとも良いことをお認めいただけないでしょうか。	専用室ではなく、倉庫などの人が作業を行わない居室内で、見学者や搬入者の目に触れないよう配慮できれば提案可とします。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
158	要求水準書第I編	180	第4章	第2節	2	2)	(1)	②	管理棟共通計画	屋内は下足利用の計画とすること。との記載がございますが、上履きに履き替える仕様と考えてよろしいでしょうか。尚、仮に土足仕様の場合は維持管理（美観の維持）の観点から上履き仕様に変更頂けないでしょうか。	津波等の自然災害時の避難を迅速に行うため、土足利用とします。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細は修正後の要求水準書を確認してください。
159	要求水準書第I編	180	第4章	第2節	2	2)	(1)	⑤	エントランスホールへのアプローチ	P.181の諸室仕様にも記載がありますが、路面排水等の勾配であれば「同一地盤レベルでの移動」と同等であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書第I編	182	第4章	第2節	2	2)	(2)	④	④展示・学習コーナー	規模の欄に、1クラス分（約30名）と記載がありますが、P.188の3.1(2)⑤には1クラス毎（40名程度）という記載もあり、想定人数はどちらを正とすべきか、ご教示ください。	約40名（引率を含む）になります。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
161	要求水準書第I編	183	第4章	第2節	2	2)	(2)	⑩	休憩室と更衣室の分割	本市職員更衣室・休憩室の諸室仕様に「休憩室と更衣室は分割できるもの」とあります。これは、可動間仕切り等にて一体化も可能な構造とするという意図でしょうか。（間仕切壁で2室を完全に区切ることは提案可能でしょうか）	ご提案を認めます。
162	要求水準書第I編	184	第4章	第2節	2	2)	(2)	⑪	見学者用トイレのベッド	「1以上の便房に乳幼児用のいす、ベッドを設ける」とあります。ベッドとは「おむつ交換台」を示すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、ベッドとは「おむつ交換台」を示します。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
163	要求水準書第I編	184	第4章	第2節	2	2)	(2)	⑪	見学者用トイレのベッド	「1以上の便房に乳幼児用のいす、ベッドを設ける」とあります。こちらは、「いす」と「ベッド」を別の便房にそれぞれ1以上設置する、と考えてよろしいでしょうか。	乳幼児用のいす、ベッドは多目的トイレに設置するものとします。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細は修正後の要求水準書を確認してください。
164	要求水準書第I編	185	第4章	第2節	2	3)	(1)	②	付属棟出入口	付属棟の出入りにシャッターを設けるご指定ですが、以下の①②のいずれかに該当する場合、シャッターの設置を割愛させていただいてよろしいでしょうか。 ①シャッターを設けることが運用上好ましくない。 ②シャッターに変わる代替の設備（扉等）で耐風対策を講じる	資源物ストックヤードはシャッターを設置するものとします。草木ヤードはシャッターの設置は不要です。その他の付属棟については、耐風対策等を講じることを前提とし、シャッターを不要とすることを可とします。
165	要求水準書第I編	185	第4章	第2節	2	3)	(2)	①	計量回数	処理生成物についても2回計量できる動線計画を確保するよう、ご指定いただいておりますが、主灰・飛灰・磁性物は引取先での計量有無をご教示下さい。また引取先で計量を行う場合、本施設内での計量は事業者提案とさせていただきます。	要求水準書のとおり、引取先での計量の有無に関わらず、処理生成物は2回計量できるものとします。
166	要求水準書第I編	185	第4章	第2節	2	3)	(2)	①	計量回数	「処理対象物及び処理生成物等の積載重量を正確に計量するために、搬入時と搬出時の2回計量できる計量設備及び動線を確保すること。」と記載がありますが、要求水準書第II編P.15にて「委託収集者は1度計量（搬入時のみ）とし、許可業者、直接搬入者（一般持込）及び1市2村からの搬入は2度計量を基本とすること」と記載があります。どちらを正として計画すればよろしいでしょうか。	要求水準書（第II編）が正です。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細は修正後の要求水準書を確認してください。
167	要求水準書第I編	185	第4章	第2節	2	3)	(2)	②	洗車棟の屋根	「屋根、外壁等の囲いを設け」とあります。台風等の暴風雨に配慮し風がぬけるように「屋根なし、三方囲い」と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、関係官公庁との調整により、屋根の設置が必要だと本市が判断した場合は、事業者の責任と負担で対応してください。また、「要求水準書（第I編）P185第4章第2節2 3) (2)②へ」に示しているように、排水は排水処理設備に導く必要がありますので、留意してしてください。なお、雨水によって汚水が公共用水域へ流れ出ないようにしてください。
168	要求水準書第I編	186	第4章	第2節	2	3)	③		資源物ストックヤード	破碎不適物（くず鉄）、コンクリートブロック及びコンクリート片、家電リサイクル対象品の搬出頻度及び搬出までに必要な貯留面積をご教示願います。	コンクリートブロック及びコンクリート片並びに小型家電については、要求水準書（第II編）で規定しているのとおり、運営事業者が引取先を選定することから、事業者にて提案願います。また、搬出までに必要な貯留面積は、要求水準書（第I編）表4-2を参考に事業者にて提案願います。なお、破碎不適物については、本市が「最終処分量ゼロ（埋め立てを行わない）を継続可能な施設」を目指していることを理解した上で、必要な貯留日数を提案してください。
169	要求水準書第I編	186	第4章	第2節	2	3)	(2)	③	ト a 資源物ストックヤード	工場棟とは別棟とする、とありますが、合棟を提案してもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
170	要求水準書第I編	187	第4章	第2節	表4-2				資源物ストックヤード	スプリングマットレス等の貯留容量14日分と記載ありますが、スプリングマットレス14日分を貯留するのは現実的でないと考えられます。引取先の民間業者と引取頻度を確認したうえで「コンテナ1基」等と提案させていただくことを認めて頂けないでしょうか。	事業者が引取先の民間業者と引取頻度を確認して適切に貯留及び処理できるなど、合理性が認められる場合は、14日以下であっても変更を可とします。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
171	要求水準書第I編	187	第4章	第2節	2	3)	(2)	④		草木ヤード	草木ヤードの駐車スペースは「屋外、屋根なし、腰壁なし」と考えてよろしいでしょうか。	草木ヤードへの搬入出車両は、構内道路上で作業するものとします。そのため、草木ヤードへの駐車スペースは不要とします。 要求水準書の該当箇所を修正します。 詳細は修正後の要求水準書を参照してください。
172	要求水準書第I編	187	第4章	第2節	2	3)	(2)	④	イ	草木ヤード	草木ヤードは屋外式、三方腰壁囲いとのことですのでシャッターは無しと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。シャッターは不要です。
173	要求水準書第I編	187	第4章	第2節	2	3)	(2)	④	へ	草木ヤード	「屋外式、腰壁、屋根付き」「(三方腰壁囲い)」とあります。仕様として、1面か全面開口、3面腰壁高さ2m、屋根付きと考えてよろしいでしょうか。	三方を腰壁(高さ[3.0]m以上)で囲い、全開口の対面に当たる腰壁1面は鉄板貼り、1面は全開口、屋根付きとし、コンセントを設置してください。なお、鉄板貼りの鉄板の交換を考慮するものとしてください。運營業務開始後に鉄板の交換が必要となった場合の費用は、本市の負担とします(契約不適合期間を除く)。 屋根は、搬入出時の作業を考慮した高さ及び形状としてください。なお、搬入時はダンプ車から直接荷下ろしし、搬出時はコンテナ(上部)にホイールローダーで草木を積み高さ及び形状は作業に支障のないように提案して下さい。 また、屋根は暴風対策を行ってください。 要求水準書の該当箇所を修正します。 詳細は修正後の要求水準書を参照してください。
174	要求水準書第I編	187	第4章	第2節	表4-1	表4-2				表4-1, 4-2 破碎不適物(くず鉄)の取り扱い	③. ト. b. 項にヤード容量は「表4-2に示す容量以上を確保」とありますが、表4-2に「金属(鉄、アルミ)」及び「破碎不適物(くず鉄)」の記載がありません。これら金属類は③. ト. i. 項の記載に基づき、引取業者が随時引取ができるようコンテナヤードにて計画し、その運用及び貯留量は事業者提案とすることよろしいでしょうか。	「金属(鉄、アルミ)」及び「破碎不適物(くず鉄)」の搬出方法、その運用及び貯留量は事業者にて提案願います。 要求水準書添付資料に追加します。 詳細は、追加された要求水準書添付資料を参照してください。
175	要求水準書第I編	188	第4章	第2節	3	1)	(2)	③		見学者ルート	新工場の管理棟から浦添市リサイクルプラザまでの徒歩動線の接続位置について、制約がございますでしょうか。事業者側から添付資料18以外の位置で提案しても良いでしょうか。	新工場の管理棟から浦添市リサイクルプラザまでの徒歩動線の接続位置に制約はありません。そのため、見学者の安全動線とリサイクルプラザの運営に支障がないことを前提とし、事業者提案を認めます。
176	要求水準書第I編	188	第4章	第2節	表4-3					団体見学の流れ	団体見学は本施設の後、浦添市リサイクルプラザにバスまたは徒歩にて移動とありますが、バスで移動する場合は、本施設西側から敷地外に出て、敷地外の道路を通して、浦添市リサイクルプラザ東側の正門より入場する、ということでしょうか。	バスでの移動は、安全動線を確保することを前提として本施設西側と東側のどちらも可とします。
177	要求水準書第I編	191	第4章	第2節	4	1)	(3)			地震対策	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省)」に準拠するものとし、地震力に対し構造耐力上安全であり、大地震発生時に対して十分な耐力的余裕を確保すること、とのご要求がありますが、大地震時の変形についてのご要求は無いと考えてよろしいでしょうか。	「建築物の構造関係技術基準解説書」に準拠してください。
178	要求水準書第I編	191	第4章	第2節	4	2)	(4)			独立支持鉄骨の耐震計算	「架台柱の設置される層のせん断力係数Ciから設計用せん断力係数を定め、建築基準法に定める地震力を算定して設計すること」とは、架台柱が設置される建築床階のCiをCoとして架台の地震力を算定するという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
179	要求水準書第I編	191	第4章	第2節	4	2)	(6)			プラント機器を支持する構造体	本項に記載の「プラント機器を支持する構造体」の対象となる構造体は(4)に記載の独立支持する場合の機器(炉体支持鉄骨、復水器支持架台鉄骨、排ガス処理設備支持鉄骨)と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	要求水準書第I編	191	第4章	第2節	4	2)	(8)			建築物の構造設計	「建築物の構造設計は、建築基準法第20条第二号建築物として設計し」とありますが、小規模になる付属棟等については適用外とし、工場棟・管理棟に適用されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。付属棟は適用外であり、工場棟及び管理棟に適用されるものとします。なお、工場棟及び管理棟は、「総合耐震計画基準」に示されるⅡ類として設計してください。
181	要求水準書第I編	192	第4章	第2節	4	2)	(8)			被災度区分判定	「施設が災害時の応急対策活動や災害廃棄物の受け入れが可能な状態であるか確認(被災度区分判定)を行うこと」とありますが、災害発生時の実際の状況に対して対応するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	要求水準書第I編	192	第4章	第2節	4	3)	(4)			残土の搬出場所	万が一、残土が発生した場合「事業実施区域外」として既存クリーンセンターの敷地は活用可能でしょうか。	ご提案は認められません。
183	要求水準書第I編	194	第4章	第2節	4	5)	(3)	⑤		内壁	パッカー車の内壁衝突対策についてガードポスト設置で代用することよろしいでしょうか。 また、所定の強度についてご教示頂けますようお願いいたします。	ガードポストでも構いませんが、車両の旋回等に対して支障が生じないように設置をお願いします。 強度につきましては、「建築物の構造関係技術基準解説書」に準拠して設計をお願いします。
184	要求水準書第I編	196	第4章	第2節	表4-6					外部仕上げ表	ALC板等、表4-6記載以外の外壁材の採用は提案可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおり、外部仕上げは表4-6を標準とし、本市と協議して決定します。
185	要求水準書第I編	198	第4章	第2節	6					建物内備品・什器	「その他必要な備品は本市と協議すること。」とありますが、貴市で必要とする備品をご提示いただけませんかでしょうか。	実施設計時に協議によって決定します。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
186	要求水準書第I編	199	第4章	第3節	1	4)5)				アスベストおよびPCB含有の有無	アスベストおよびPCBが使用されているかを現地及び設計図書等にて確認し、必要に応じて定性調査を実施すること。」とありますが、解体対象物の図書をご提示していただけないでしょうか。また、定性調査の対象をご教示ください。	ご要望の資料については、浦添市役所5階新施設建設室にて閲覧可とします。なお、閲覧期限は令和6年7月31日17時までとします。また、定性評価の対象は、設計図書を確認のうえ事業者にて判断願います。
187	要求水準書第I編	199	第4章	第3節	1	5)				PCB含有物の保管について	「～処理するまでの間、本市の指示する場所に保管する」とありますが、保管場所は既設工場敷地内と考えてよろしいでしょうか。また、保管方法についてご指定事項がございましたらご教示をお願いします。	保管場所をご理解のとおりです。保管方法については、法令を遵守した適切な方法を事業者にて提案願います。
188	要求水準書第I編	200	第4章	第3節	1	8)				既存工作物撤去工事	撤去廃材有価物と有りますが、その対象は事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	要求水準書第I編	200	第4章	第3節	2	4)				解体・撤去対象物	解体対象物は、要求水準書添付資料17でご指定の対象物以外は現地に残置されていないものと考えてよろしいでしょうか。	木柱があります。要求水準書添付資料の該当箇所を修正します。詳細は修正後の要求水準書添付資料を確認してください。
190	要求水準書第I編	200	第4章	第3節	2	6)				コンクリート土間	解体・撤去対象となるコンクリート土間の厚さ、配筋についてご教示をお願いします。	ご要望の資料については、浦添市役所5階新施設建設室にて閲覧可とします。なお、閲覧期限は令和6年7月31日17時までとします。
191	要求水準書第I編	200	第4章	第3節	2	13)				解体・撤去対象物	解体・撤去物のうち、「その他不要物」の具体的な内容をご教示ください。	No. 189を参照してください。
192	要求水準書第I編	200	第4章	第3節	2	13)				解体・撤去対象物	敷地内の既存物撤去工事に伴い、場内の刈った雑草や伐採した樹木等の可燃物については、隣接する焼却施設に持ち込み処分が可能と考えてよろしいでしょうか。	環境影響評価書と整合を図り、伐採した樹木は、原則として資源化してください。雑草については、資源化又は適正処分をしてください。伐採した樹木の資源化や雑草の資源化又は適正処分に係る費用は、事業者の負担とします。
193	要求水準書第I編	201	第4章	第4節	1	1)	(2)			残土の仮置き場について	残土の場内利用のご指定ですが、構内敷地に余裕がなく、かつ周辺民間地への仮置土の確保も困難です。貴市の公共地の確保をお願いしたいと思います。貴市が可能でしょうか、ご教示ください。	本市と事業者で協議の上、決定します。ただし、公共地を確保できる可能性は限りなく小さいことから、残土の場内仮置きを原則として検討してください。
194	要求水準書第I編	201	第4章	第4節	1	1)	(2)			盛土新規購入土について	浸水対策として盛土を実施する場合、民間業者の土の確保が困難です。沖縄総合事務局、沖縄県の公共工事発生残土利用整備計画の活用等貴市からもご協力いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。可能な限り、本市も協力します。その場合、盛土に必要な土量を提示してください。ただし、本回答は、必ずしも要望された土量を全量確保できることを保証するものではありません。そのため、実現可能な提案としてください。
195	要求水準書第I編	201	第4章	第4節	1	1)	(2)			根切土、杭残土の利用について	残土の場内利用をご指定ですが、杭残土も自ら利用として考えてもよろしいでしょうか。	杭残土が利用可能な状態である場合、自ら利用することを可とします。ただし、利用用途に適した状態ではない場合（粘土分が多い、強度が小さい等を含む）の対応については、本市と事業者で協議の上、決定します。
196	要求水準書第I編	201	第4章	第4節	2	1)	(6)			外構斜路勾配	「事業実施区域内において車両等が通行する車路を設ける場合の斜路勾配は5%以下とすること。」とありますが、P62に記載のランプウェイの勾配と同じ10%以下としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
197	要求水準書第I編	202	第4章	第4節	表4-8					駐車場計画	大型バスの軌跡検討のため、車室寸法4×12m程度に該当する「大型バス」の仕様をご教示ください（車軸等の寸法情報）。	学校等が予約する大型バスは決まったものではありません。最大で60人乗りの大型バスを想定してください。また、バスの車軸等の寸法情報は、応募者にて想定願います。要求水準書添付資料の該当箇所を修正します。詳細は修正後の要求水準書添付資料を確認してください。
198	要求水準書第I編	202	第4章	第4節	2	2)	(5)			歩行者動線	安全な歩行者動線とは「駐車場から工場棟もしくは管理棟まで」と考えてよろしいでしょうか。	安全な歩行者動線とは、「駐車場から工場棟、管理棟及び浦添市リサイクルプラザまで」とします。
199	要求水準書第I編	202	第4章	第4節	2	3)				構内排水	降雨強度は「都市計画法に基づく開発許可制度に関する運用基準」「都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準」の規定に従って設定すること。」とのことですが、本施設は都市計画法第29条第一項第三号に示す公益上必要な建築物に該当することより開発許可は不要であるものの技術的基準はこれら指針に倣うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	要求水準書第I編	202	第4章	第4節	2	3)				雨水排水設計降雨強度	雨水排水設計降雨強度については本項目記載の規定に従って設定すれば、第1章 総則 第1節 計画概要 7. 立地条件 2) 気象条件 最大降水量に記載の数値は考慮しなくてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	要求水準書第I編	202	第4章	第4節	2	4)	(2)			既存樹木の保全	「既存樹木の保全及び調和に配慮した緑化計画とすること。」とありますが、既存樹木については、新施設の緑地となる部分に移植するなど、現存する樹木を可能な限り有効利用するとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、本施設の緑地となる部分に配置するなど、既存樹木は施設内移設を原則とします。詳細は環境影響評価書をご確認の上、整合を図るよう留意してください。
202	要求水準書第I編	205	第4章	第4節	2	1)				空気調和設備工事温度条件	温度条件の内、機器設計点として用いる外気条件は、第1章 総則 第1節 計画概要 7. 立地条件 2) 気象条件 気温に記載の最高・最低気温の数値ではなく、統計データに基づく建設事業者提案でよろしいでしょうか。	要求水準書第I編 第1章 表4-9 を満足できるのであれば、ご提案を認めます。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
203	要求水準書第I編	205	第4章	第5節	3	4)		換気設備工事 外気条件	工場棟炉室の換気について、外気温+10℃に抑える際の外気温は第1章 総則第1節 計画概要 7.立地条件 2)気象条件 気温に記載の最高気温の数値ではなく、統計データに基づく建設事業者提案でよろしいでしょうか。また各所機械室の換気設備の温度条件も上記同様と考えてよろしいでしょうか。	炉室内設置の計器類や盤類の温度条件を担保できるのであれば、ご提案を認めます。また、各所機械室の換気設備の温度条件も同様とします。	
204	要求水準書第I編	206	第4章	第5節	3	12)		フィルタ	換気設備にフィルタを設ける場合について、騒音規制値が守れる場合には、消音チャンバー設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。	
205	要求水準書第I編	207	第4章	第5節	表4-10			搬入者用トイレ	搬入者用トイレについては、屋外に独立した配置とする認識で良いでしょうか。	搬入者用トイレは屋外に独立している必要はありません。搬入者が安全に使用できるとともに、トイレ利用者の車両が他の搬入者の車両の邪魔にならない位置に駐車できる場合は、屋内（工場棟、管理棟又は付属棟内）への設置も可とします。ただし、屋内へ設置する場合は、プラットホーム内に設置する場合を除き、構内道路から直接入れる位置に設置してください。	
206	要求水準書第I編	207	第4章	第5節	表4-10			搬入者用トイレ	搬入者トイレについては、搬入車が荷下ろしした後に利用可能な場所とありますが、車両動線の安全性や合理性を考慮して、荷下ろし前の位置に設置しても良いでしょうか。	No. 205を参照してください。	
207	要求水準書第I編	207	第4章	第5節	表4-10			搬入者用トイレ	搬入者用トイレについては、構内道路に沿った場所と記載されていますが、プラットホーム内に設置することを認めていただけますでしょうか。	他の搬入者の車両の邪魔にならないよう十分な駐車用スペースを確保する場合は、ご提案を認めます。	
208	要求水準書第I編	207	第4章	第5節	表4-10			搬入者用トイレ	搬入者用トイレをプラットホーム内に設置しても良い場合、プラットホーム内の従業員トイレと兼用しても良いでしょうか。	十分な便器数を確保する場合は、ご提案を認めます。	
209	要求水準書第I編	207	第4章	第5節	表4-10			搬入者用トイレ	搬入者用トイレをプラットホーム内に設置しても良い場合、多目的トイレをプラットホームに設置することは危険と考えられるため、多目的トイレのみ計量棟内の従業員トイレと兼用にしても良いでしょうか。	ご提案を認めます。搬入者用トイレのうち、多目的トイレは計量棟内の従業員トイレと兼用を可とします。この場合、搬入者の車両を駐車するスペース（車椅子利用を想定）を計量棟付近に確保の上、車椅子でも安全に搬入者用トイレへ移動できるようにしてください。	
210	要求水準書第I編	207	第4章	第5節	8	2)		エレベーター設備工事	「停電や地震等の災害時に対応できる」とは最寄階に自動停止し乗客を避難させる機能という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
211	要求水準書第I編	209	第4章	第6節	5	2)	(2)	電話・通信設備工事	「浦添市リサイクルプラザとの連携にも配慮した設備とすること。」と記載されておりますが、事業実施区域内における空配管、電話交換機の収容回線の予備、弱電端子盤内の予備スペース程度の想定でよろしいでしょうか。	既存施設では、浦添市リサイクルプラザ計量棟のパソコンと、既存施設管理棟のパソコンがLANケーブルで接続され、既存施設管理棟のパソコンで計量データを閲覧可能なシステムとなっています。本施設の管理棟においても浦添市リサイクルプラザ計量棟の計量データが閲覧できるよう計画してください。既設図面については、浦添市役所5階新施設建設室にて閲覧可とします。なお、閲覧期限は令和6年7月31日17時までとします。	
212	要求水準書第I編	209	第4章	第6節	5	2)	(5) ④	簡易型携帯電話システム	電話機の設置位置によっては簡易型携帯電話システムを併用、とありますが、固定式電話機で概ね網羅できる場合には不要と考えてよろしいでしょうか。また、簡易型携帯電話システムはPHSのことと理解しますが、端末の製造が終了となり、今後の納品や修理等に支障を来すことから4G/5G電波を利用した携帯電話内線システムと置き換えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。固定式電話機で概ね網羅できる場合には簡易型携帯電話システムは不要です。また、簡易型携帯電話システムではなく、携帯電話内線システムの利用も可とします。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。	
213	要求水準書第I編	213	第4章	第6節	表4-12			表4-2諸元表（管理棟）	表4-12の諸元表（管理棟）に「見学者ホール」の記載がありますが、これは管理棟内の展示・学習コーナーとラウンジという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。	
214	要求水準書第II編	1	第1章	第1節	6			運営事業者の業務範囲	構成員が受託した業務の一部を再委託することを、お認めいただけると理解してよろしいでしょうか。	運営事業者とは「本事業の運営業務を行う者であって、特別目的会社」をいいます。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。なお、入札説明書に示す「運営事業者から一次下請けとして本施設の主たる運営業務を受託する者」が業務の一部を再委託することは可とします。ただし、特別目的会社から受託した業務の全てを再委託することは一括再委託に該当するものとし、不可とします。	
215	要求水準書第II編	2	第1章	第2節	表1-1			計画年間ごみ処理量（エネルギー回収型廃棄物処理施設）	エネルギー回収型廃棄物処理施設の年間計画ごみ処理量について、マテリアルリサイクル施設から送られる焼却対象となる残量はマテリアルリサイクル推進施設のごみ性状、処理プロセスに応じて若干変化しますが実運用上、変動費として精算されることから様式8-6別紙、様式8-13別紙、様式9などの年間計画ごみ処理量に関連する記載は全て、表1-1に記載の量で考えることでよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。	
216	要求水準書第II編	7	第1章	第3節	12	3)		急病等への対応	AEDは維持管理等も考慮して、リース品を採用してもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。AEDはリース品も可とします。	

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
217	要求水準書第Ⅱ編	8	第1章	第3節	17					災害発生時の協力	震災、津波、台風、風水害、その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理・処分に協力すること。との記載がございますが、本件に係る費用は別途精算いただけると理解してよろしいでしょうか。また、災害廃棄物の発生量(t/年)について想定値がありましたらご教示下さい。	本施設の処理能力の範囲内においては、入札説明書添付資料4に示す運営変動費Aと運営変動費Bに含まれるものとし、入札説明書添付資料4に示す方法にて対価を算出します。災害廃棄物の発生量については、別途公表している災害廃棄物処理計画を参照してください。
218	要求水準書第Ⅱ編	8	第1章	第3節	17					災害発生時の協力	「震災、津波、台風、風水害、その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理・処分に協力すること。」とありますが、本件に係る費用は別途精算いただけるという認識でよろしいでしょうか。また、災害廃棄物の発生量(t/年)について想定値がありましたらご教示下さい。	No. 217を参照してください。
219	要求水準書第Ⅱ編	9	第1章	第4節	4	1)	(2)			本業務期間終了時の引渡し条件	本業務期間終了時において、本市は運営事業者の財産（備品等）の買取を行わないものとする。との記載がございますが、運営事業者から貴市へ無償による引渡しは可能でしょうか。	無償による引渡しは可能とします。
220	要求水準書第Ⅱ編	10	第1章	第4節	4	2)	(2)			プラントに関する項目	運営開始後18年目に主要な設備機器に関する協議を貴市と実施するとの記載がございますが、貴施設の長期稼働を前提に運営事業期間内での補修・更新を鑑み、協議開始時期を貴市と協議の上、前倒しすることは可能でしょうか。	本市と協議の上、本市が必要と認めた期間については前倒しすることは可能です。
221	要求水準書第Ⅱ編	10	第1章	第4節	4	2)	(5)			次期運転事業者に対する運転教育	本業務期間終了後の次期運営事業者に対し、最低3か月間の運転教育を行うこと。」とあります。次期運営事業者の選定の遅れ等、運営事業者に責が無い事由により、運転教育期間が3か月未満となる場合につきましては、教育期間は本業務期間終了迄になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	要求水準書第Ⅱ編	10	第1章	第4節	4	2)	(5)			本業務期間終了時の引渡し条件	次期運営事業者に対し、最低3か月間の運転教育を行うこと。と記載がございますが、係る教育は本運営事業期間内に実施するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 221を参照してください。
223	要求水準書第Ⅱ編	11	第2章	第2節	表2-1					運営・維持管理必要資格(参考)	運営・維持管理必要資格(参考)を例示いただいておりますが、係る業務を再委託する場合、その再委託先が当該資格を保有していれば良いとの理解でよろしいでしょうか。 (例：電気主任技術者に自家用電気工作物点検を依頼する場合)	ご理解のとおりです。 ただし、現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する技術者を運営開始後2年間以上は運営事業者にて配置して下さい。
224	要求水準書第Ⅱ編	11	第2章	第2節	表2-1					運営・維持管理必要資格(参考)	クレーン運転士とありますが、提案によるクレーンが特別教育で運転条件を満たす場合、当該教育にて条件を満足すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	要求水準書第Ⅱ編	11	第2章	第2節	表2-1					運営・維持管理必要資格(参考)	本表に記載されている資格の種類の内、エネルギー管理員の配置は法的に必要な場合に配置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	要求水準書第Ⅱ編	15	第4章	第5節	1	2)				一般持込のご予約情報のご提供について	直接搬入者（一般持込）の事前予約について、以下ご教示願います。 ①事前予約システムのご検討、及び導入は、貴市にてご対応いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 ②「直接搬入者（一般持込）は、本市が事前予約を実施し、電話等であらかじめ搬入者の住所、氏名、搬入物、搬入日時等を確認し、そのデータを運営事業者提供に提供する。」とございますが、ご予約情報のご提供はオフライン（紙媒体、電子メールでのファイル送付等）での搬入車が来場する前日までに送付できるものと想定してよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②原則として、搬入車が来場する前日までに提出します。
227	要求水準書第Ⅱ編	15	第4章	第5節	1	2)				受付管理	事前受付は貴市が電話等で行うとし、実施方針等に対する質問回答No189でお示しいただいた「本施設内の貴市職員事務室での申込み」といった、貴市事務室への直接来訪による申込みは行わない、という理解でよろしいでしょうか。	事務室に来訪して予約申込する場合も含まれております。
228	要求水準書第Ⅱ編	15	第4章	第5節	1	2)				受付管理	「直接搬入者(一般持込)は、本市が事前予約を実施し、・・・」とあります。貴市が事前予約を行うにあたって、混雑緩和を目的に、直接搬入者の搬入日時の調整や搬入量の制限等を実施していただくことは可能でしょうか。	No. 235を参照してください。
229	要求水準書第Ⅱ編	15	第4章	第5節	1	2)				受付管理	直接搬入者（一般持込）は、本市が事前予約を実施と記載がございますが、①事前受付は本施設内の本市職員事務室にて「申込み」と考えてよろしいでしょうか。 ②運営事業者の計量棟での対応としては、事前受付した受付票の氏名・搬入時間を確認し、ごみ搬入する場所で受付票を見ながら市民のごみ出しの内容を確認する。また、事前受付を行っていない方が来場した場合、運営事業者がその方に対して事前予約を行ってから再来場するように通知する。ということよろしいでしょうか。	①電話、ファックス、メール、事務所への来訪などを想定しています。 ②ご理解のとおりです。
230	要求水準書第Ⅱ編	15	第4章	第5節	1	3)				受付管理	許可業者、直接搬入者及び1市2村からの搬入は2度計量を基本とすることとの記載がございますが、1度計量の委託収集者、2度計量の許可業者及び直接搬入者以外の「1市2村からの搬入」とは具体的に何を搬入するかご教示お願い致します。	市役所（村役場）や自治会等から出てくるボランティアごみ等を想定しています。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
231	要求水準書 第Ⅱ編	15	第4章	第5節	1	8)			受付管理	搬入者が本施設対象物以外を持ち込んだ際、持ち帰らせること、とありますが、指示に応じていただけない場合等は必要に応じて貴市職員からもご指導いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	要求水準書 第Ⅱ編	15	第4章	第5節	1	9)			受付管理	運営事業者は、小動物の死骸（路上で死亡していた小動物及び直接持ち込まれたペット等）の受付を行い、処理を行うまで適切に保存すること。と記載がございますが、 ①計量棟での受付の具体的な内容をご教示お願い致します。 ②直接持ち込みになるペットについては事前予約の対象と考えてよろしいでしょうか。 ③ペットの料金は他のごみと同じ料金でしょうか。それとも別に設定がされますでしょうか。（例：重量ではなく1体2,000円等） ④P17 第6節の6)で搬入・荷下ろしまでは搬入者が実施すると記載がございますが、段ボール等に入った小動物を保冷库近傍に荷下ろしするまでが搬入者との理解でよろしいでしょうか。	①小動物の死骸の個数、重さを計量する。 ②市及び村職員及びその委託業者が持ち込み、市民が直接持ち込むことはありません。 ③②のとおり、市民の持込みは想定していないため、料金設定はしていません。 ④ご理解のとおりです。
233	要求水準書 第Ⅱ編	15	第4章	第5節	2				計量データの管理	混載ごみについては、ごみ種別ごとに毎日計量すること（小型ごみ計量機等）。と記載がございますが、以下理由により実施しない方向でご再考お願い致します。 ①スペース・臭気の問題 1日分のごみを仕分けておかないと毎日の個別計量ができないため、可燃ごみを仮置きした場合の臭気の問題、置き場の区分け（スペースの確保）が困難であるため ②大型ごみ/多量ごみの問題 小型計量機で粗大ごみや多量のごみを個別計量するとなると、小型計量に乗り切れない問題が発生する。 もし、要求水準どおり実施するご判断の場合には、毎日個別計量する目的をご教示下さい。 ごみ種別ごとに計量をして帳票データとは連動せず、かつ計量棟計量機と小型計量機で計測した値に差異も発生するため、おおよその内訳を把握する程度になります。 （計量機と小型計量機の最小目盛が異なる問題もあります。）	要求水準書のとおりとします。 混載ごみについて、ごみ種別ごとにおおよその内訳を把握するために必要です。 ご指摘の差異についても、計量棟計量機の搬入量を正とし、小型計量機の計測した値を用いて割合を算出し、ごみ種別ごとの搬入量とするため、要求水準書のとおりとします。 また、運営事業者が取り纏めて本市へ報告する計量データにおいて、当該割合を用いたごみ種別ごとの搬入量を算出できるシステムをご提案下さい。
234	要求水準書 第Ⅱ編	16	第4章	第5節	5	1)			処理対象物の受付	年始（1月1日～1月3日）のうち1日（年始と日曜日が連続する場合2日）は受入れを実施する。と記載がございますが、直接搬入者（一般持込）は搬入されないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	要求水準書 第Ⅱ編	16	第4章	第5節	5	2)			処理対象物の受付	計量棟の受付時間について、直接搬入者の受付時間が9時00分から11時30分、13時00分から16時30分となっている一方で「委託収集車及び許可業者の受付時間は、原則7時00分から17時00分とする。」とあります。 計量棟で受付を行う作業員は、直接搬入者の対応が主であるため、収集車のみ受付がある時間（7時00分から9時00分と11時30分から13時00分の間）については、無人対応可能な計量システムを設置することを条件に、計量棟を無人化することをお認めいただけないでしょうか。	直接搬入車の受付時間について13時から17時までと変更します。ご提案を認め、直接搬入者の受付時間外については、無人対応可能な計量システム（突発的なトラブル等にも対応可能なことが前提）を設置することを条件に、計量棟を無人化することを可とします。 要求水準書の該当箇所を修正します。 詳細については、修正後の要求水準書を参照してください。
236	要求水準書 第Ⅱ編	16	第4章	第5節	5	2)			処理対象物の受付	委託収集車及び許可業者の受付時間は、原則7時00分から17時00分とする。との記載がございますが、 ①委託収集車及び許可業者の受付開始時間が7:00というのは毎日になりますでしょうか。7:00-17:00になると日勤者が残業をする想定となってしまうため、シフト人員等の人件費が増大します。1週間に1-2回程度（月曜、土曜等）に変更できないでしょうか。 ②実施方針では8:00-17:00でしたが変更になった理由をお教え頂けますでしょうか。	①事業系ごみの許可業者の受入のため7時からとしています。なお、No. 235のとおり条件によっては無人化も認めます。 ②①のとおりです。
237	要求水準書 第Ⅱ編	17	第4章	第6節	3)				展開検査	「運営事業者は、展開検査…を実施すること。…また、運営事業者は、本市が行う展開検査等に協力すること」とあります。展開検査には、運営事業者が実施するものと、貴市が実施するものの2種類があるとの理解でよろしいでしょうか。 またその場合には、貴市が実施する展開検査の実施頻度（一月あたりの実施頻度、一回あたりの実施台数）について、想定値があれば、ご教示ください。	ご理解のとおり、展開検査には、運営事業者が実施するものと、本市が実施するものの2種類があります。このうち、本市の実施頻度は未定です。
238	要求水準書 第Ⅱ編	17	第4章	第6節	4)				搬入管理	1市2村が持ち込み仮置きする処理不適物は、1市2村それぞれが処理することとする。と記載がございますが、運営事業者は処理不適物の仮置場において1市2村ごとに分けて管理するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
239	要求水準書 第Ⅱ編	17	第4章 第8節 3)	適正処理・適切運転	「運営事業者は、処理生成物の資源化先を毎年9月までに本市へ複数箇所提案する」とありますが、貴市が処理生成物の資源化先を検討するために、運営事業者が把握する全国の資源化先の状況を整理・紹介するという趣旨でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	要求水準書 第Ⅱ編	17	第4章 第8節 5)	リチウムイオン電池	リチウムイオン電池について、JBRCへ引渡ししている量の実績をご教示ください。また、JBRCが受入不可であるリチウムイオン電池量の実績もご教示ください。	ご提示できる資料はありません。
241	要求水準書 第Ⅱ編	18	第4章 第8節 8)	適正処理・適切運転	貴市で破袋等の処理、積込及び搬出を行うことについて、草木ヤードには床等の洗浄に利用できる水栓が設置されておりますが、貴市で破袋などの処理をする際もしくは処理後に床洗浄をされる場合は、床洗浄の頻度等についてご教示お願い致します。	1日1回程度、破袋処理後に行う予定ですが、市の業務であり、運営事業者の業務範囲外となります。
242	要求水準書 第Ⅱ編	18	第4章 第8節 8)	適正処理・適切運転	運営事業者は、草・木を搬出まで適切に保管と記載がありますが、貴市で床洗後の側溝の清掃等については、運営事業者の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	要求水準書 第Ⅱ編	18	第4章 第8節 10)	適正処理・適切運転	本項に記載の運営事業者の責任は、要求性能未達の帰責が運営事業者にある場合に生じるものと理解してよろしいでしょうか。	No. 8を参照してください。
244	要求水準書 第Ⅱ編	18	第4章 第8節 11)	草木用コンテナ	貴市が準備される草木を保管するためのコンテナの寸法をご教示ください。また、構内で仮置きされるコンテナ台数は最大で1台との認識でよろしいでしょうか。	コンテナの寸法は最大で8.5mです。構内での仮置き台数は入替時2台です。
245	要求水準書 第Ⅱ編	18	第4章 第8節 11)	適正処理・適正運転	貴市が準備される草木を保管するためのコンテナは、草木ヤードに保管され運営事業者の管理の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	要求水準書 第Ⅱ編	19	第4章 第12節 1)	有価物の種類	「運営事業者は、有価物（破碎後の鉄類及びアルミ類を含む。）を適正に管理、保管すること。また、浦添市リサイクルプラザから発生した有価物（鉄類及びアルミ類）及び本施設から発生した有価物を本市から有償で購入した上で、全量有効利用を図ること。」とあり、一方で入札説明書 添付資料9には「運営事業者は、本市が承諾した有価物売却先への売却価格により、浦添市リサイクルプラザから発生した有価物及び本施設から発生した有価物を本市から購入する。」とあります。浦添市リサイクルプラザから発生する有価物については、要求水準書に記載の通り、鉄類及びアルミ類のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、浦添市リサイクルプラザから発生する有価物のうち、事業者から本市から購入する有価物は、鉄類及びアルミ類のみを対象とします。
247	要求水準書 第Ⅱ編	19	第4章 第12節 1)	有価物の回収	「運営事業者は、有価物（破碎後の鉄類及びアルミ類を含む。）を適正に管理、保管すること。」とありますが、浦添市リサイクルプラザと本施設で保管する鉄類・アルミ類の回収方法について、資源化業者がそれぞれの施設で回収するのか、どちらかの施設でまとめて回収するのか、想定があればご教示いただけないでしょうか。	有価物の有効利用先がそれぞれの施設で回収することを想定しています。
248	要求水準書 第Ⅱ編	19	第4章 第12節 1)	搬出管理	飛灰専用コンテナへのフレコン飛灰積込みについては、シャーシに乗せた12ftコンテナにフレコン飛灰を積込むことで考えてよろしいでしょうか。要求水準書(第Ⅰ編_設計・建設工事編) P16表1-16※に記載されています12ftコンテナ計6台分についての飛灰積込みについては、搬入搬出車両に支障がでる恐れがあるため数日に分けて積込むことと考えればよろしいでしょうか。	飛灰専用コンテナへのフレコン飛灰積込みについては、原則としてご理解のとおりです。要求水準書(第Ⅰ編_設計・建設工事編) P16表1-16※に記載されている12ftコンテナ計6台分についての飛灰積込みについては、搬出に支障のないように実施してください（搬出に際しては運営事業者が主体となって日程調整を実施）。また、施設の搬入搬出車両に支障がないように作業してください。
249	要求水準書 第Ⅱ編	19	第4章 第12節 1)	有価物の売却	浦添市リサイクルプラザから発生した有価物（鉄類及びアルミ類）及び本施設から発生した有価物を本市から有償で購入した上で、全量有効利用を図ること。と記載がありますが、 ①リサイクルプラザから発生した有価物に関しては本施設で発生したものではありませんため、選定したリサイクル業者から受入品質に問題がある場合については引取りできないリスクがあると思われまます。そのような場合は運営事業者は貴市より購入しないことよろしいでしょうか。 ②リサイクルプラザから発生した有価物の搬出車両への積み込みについては貴市にてご対応頂けると考えてよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。なお、有価として扱うことができない資源物については、「入札説明書添付資料9」を参照してください。 ②運営事業者が契約する有価物の有効利用先が積み込みを行うものとします。
250	要求水準書 第Ⅱ編	19	第4章 第12節 2)	有価物の売却	有価物が逆有償となった際に協議する内容は、処分及び有効利用方法についてであり、事業者がその費用を負担することはないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、「有価として扱うことができない資源物」の運搬、処分及び有効利用費用は本市の負担とします。よって、資源物はできる限り有価物として取り扱うことができるような品質となるよう提案をお願いします。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
251	要求水準書 第Ⅱ編	26	第6章	第3節					処理生成物資源化先の受入れ条件(焼却主灰)	表6-1中、焼却主灰の測定項目に「資源化先の受入れ条件の項目(頻度は事業者提案)」とあります。資源化先は運営事業者より複数提案した後、貴市にてご決定され、また資源化先ごとに測定項目と測定頻度に差異があることが想定されます。つきましては、事業者間の条件を平等とするため、運営費用に計上すべき測定項目とその実施頻度を現工場の条件とするなど、貴市にてご指定いただけないでしょうか。	「処理生成物資源化先の受入れ条件の項目」は市で実施するものとします。 要求水準書の該当箇所を修正します。 詳細は、修正後の要求水準書を確認してください。	
252	要求水準書 第Ⅱ編	26	第6章	第3節					処理生成物資源化先の受入れ条件(飛灰処理物)	表6-1中、飛灰処理物の測定項目に「資源化先の受入れ条件の項目(頻度は事業者提案)」とあります。資源化先は運営事業者より複数提案した後、貴市にてご決定され、また資源化先ごとに測定項目と測定頻度に差異があることが想定されます。つきましては、事業者間の条件を平等とするため、運営費用に計上すべき測定項目とその実施頻度を現工場の条件とするなど、貴市にてご指定いただけないでしょうか。	「処理生成物資源化先の受入れ条件の項目」は市で実施するものとします。 要求水準書の該当箇所を修正します。 詳細は、修正後の要求水準書を確認してください。	
253	要求水準書 第Ⅱ編	27	第6章	第4節	1.	2)			要監視基準と停止基準	「要監視基準及び停止基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン類、水銀とする。」とあります。一方で、表6-2の要監視基準にはダイオキシン類および水銀に関する記載がありません。これは、表6-2の内容が正であり、ダイオキシン類および水銀については要監視基準が定められていないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ダイオキシン類及び水銀は、連続測定を行わないことから、要監視基準を定めませんものとします。	
254	要求水準書 第Ⅱ編	30	第7章	第7節					事業継続計画	「本施設の従業者が施設内に待機する場合に備え、備蓄品の防災備蓄期間と備蓄量に関する規定を設けること。」とあります。防災備蓄品の量を検討する上で、本施設外からの避難者を想定する必要性の有無についてご教示ください。 想定する必要がある場合は、避難者の想定人数をご教示ください。	本施設は指定避難場所としないことから、本施設外からの避難者は想定していないため、本施設外からの避難者用の防災備蓄品は原則不要です。ただし、災害発生時において事業実施区域内に見学者や搬入者がいる場合は、見学者や搬入者が一時的に本施設内に避難できるように対応してください。	
255	要求水準書 第Ⅱ編	30	第7章	第7節					事業継続計画	「本施設の従業者が施設内に待機する場合に備え、備蓄品の防災備蓄期間と備蓄量に関する規定を設けること。」とあります。防災備蓄品の量を検討する上で、本施設外からの避難者を想定する必要性の有無についてご教示ください。 考慮する必要がある場合は、避難者の想定人数をご教示ください。	No. 254を参照してください。	
256	要求水準書 第Ⅱ編	31	第8章	第6節	1)				見学者対応	見学者対応の受付時間及び受付曜日について、ご教示下さい。	原則として、浦添市役所の開庁時間及び開庁日を想定しておりますが、詳細は本市と事業者で協議の上、決定することとします。	
257	要求水準書 第Ⅱ編	31	第8章	第6節	2)				見学者対応	見学者対応の受付時間及び受付曜日について、浦添市役所の開庁時間及び開庁日同様に「平日 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの昼休みを除く)」と理解してよろしいでしょうか。 また、見学者対応は個別の見学者も団体見学者も上記の時間内で行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
258	要求水準書 第Ⅱ編	31	第8章	第6節	2)				見学者対応	個別の見学者は事前予約不要とし、団体見学者は事前予約とする。と記載がございますが、見学者への説明に関しては予約された方への説明と考えてよろしいでしょうか。 突然の来訪の場合運営事業者での対応が難しい場合があると考えます。	ご理解のとおりです。事前予約された方を対象に説明を行い、事前予約を行っていない方への説明は不要です。	
259	要求水準書 第Ⅱ編	31	第8章	第6節	2)				見学者対応	「個別の見学者は事前予約不要とし、団体見学者は要事前予約とする。運営事業者は、団体見学者の受付を行うこと」とあります。事前予約が不要の個別の見学者については、受付を行う必要がないという理解でよろしいでしょうか。	No. 258を参照してください。	
260	要求水準書 第Ⅱ編	31	第8章	第6節	2)				見学者対応	「個別の見学者は事前予約不要とし、団体見学者は要事前予約とする。運営事業者は、団体見学者の受付を行うこと」とあります。団体見学者の事前予約の方法として、想定がございましたらご教示ください。	提案によるものとします。	
261	要求水準書 第Ⅱ編	32	第8章	第6節	5)				見学者対応	見学者説明用パンフレット(施設説明用、小学生用及び英語表記用)の内容更新、追加印刷等を実施すること。との記載がございますが、 ①追加の想定部数は添付資料21の見学者数実績から類推するという事によりますでしょうか。 ②英語表記版は施設説明用を英訳したものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
262	要求水準書 第Ⅱ編	32	第8章	第6節	8)				見学者対応	運営事業者は、団体見学者への説明に際して、本施設と浦添市リサイクルプラザの施設紹介映像が視聴できるようにすること。なお、浦添市リサイクルプラザの施設紹介映像は本市が準備する。と記載がございますが、どのようなメディアで準備されますでしょうか。(例：DVD)	DVD及びパソコン(MPGデータ等)になります。	
263	要求水準書 第Ⅱ編	32	第8章	第7節	2)				余熱利用管理	「発電によって得られた収益は、すべて浦添市に帰属するものとする」とあります。アンシラリーサービス料金の負担についても、貴市所掌との認識でよろしいでしょうか。	No. 5を参照してください。	

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答	
264	要求水準書 第Ⅱ編	32	第8章 第7節 5)		余熱利用管理	浦添市リサイクルプラザを含めた契約電力量に対する費用（基本料金含む。）は、運営事業者が負担するものとする記載がございますが、買電先につきましても運営事業者で選定してよろしいでしょうか。	「第2回入札説明書等に関する質問」にて再質問してください。
265	要求水準書 第Ⅱ編	32	第8章 第7節 6)		余熱利用管理	本施設の全炉停止時（定期点検によるものに限る。）に電力を購入し、浦添市リサイクルプラザへ電力供給を行った場合の電力量料金は、本市の負担とする。ただし、運営事業者の責により電力を購入の必要性が生じた場合の電力量料金は、運営事業者の負担とする。との記載がございますが、タービン点検時（全炉停止時ではない場合）については定期点検時と考え浦添市リサイクルプラザの電力量料金は、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	No. 38を参照してください。
266	要求水準書 添付資料1				事業実施区域	本事業の敷地境界をCADデータに記載の上、事業実施区域を示すCADデータをご提示いただけないでしょうか。	ご提示できる資料はありません。
267	要求水準書 添付資料6	2			磁気探査報告書 探査概要	調査孔B-1～B-7の垂直探査及び水平探査の実施がありますが、本工事に伴い再度、水平及び垂直共に杭本数、掘削深度により調査が必要でしょうか。	水平探査及び既往孔における垂直探査による磁気探査を参考資料とし、建設事業者において、杭の計画位置・深度に基づき、垂直探査の追加調査が必要と判断する場合は、建設事業者の負担において調査を行ってください。
268	要求水準書 添付資料7				排水経路	系外の放流先とは付資料7で示される、敷地西側道路で南北に流れる有効幅1800×有効高1250のボックスカルバートと考えてよろしいでしょうか。この理解が正しい場合、当該カルバートの設置レベル、勾配、断面を開示いただけませんか。開示できない場合、当該カルバートは約20,000㎡の雨水排水対象面積にご指定の降雨強度を乗じた降雨量を十分に処理できる能力を有し、その埋設深さは路面より1m程度と考えてよろしいでしょうか。	設置レベル（管底）、勾配は添付資料7から読み取ってください。断面はご提示できる資料はありません。矩形管の1800×1250は内径を示しています。詳細については、応募者にて公共下水道台帳を確認してください。
269	要求水準書 添付資料9				測量成果簿	本敷地の北側は堤防に隣接しています。堤防の背面荷重に関して荷重制限をご提示いただけませんか。当該構造物の計算書/図面があれば開示いただけませんか。	ご提示できる資料はありません。
270	要求水準書 添付資料12				計画ごみ処理量等(参考)	マテリアルリサイクル推進施設の粗大ごみについて、（可燃粗大ごみ含む）とありますが、可燃粗大ごみの重量は、(参考)粗大ごみ(可燃粗大ごみ含む)と粗大ごみの差分が可燃粗大ごみと理解すればよろしいでしょうか。（R17年度の場合：1243-497=746t/年が可燃粗大ごみ量）	ご理解のとおりです。
271	要求水準書 添付資料12				計画ごみ処理量等(参考)	焼却灰+焼却飛灰の搬出量実績が提示されていますが、内訳を開示願います。	「要求水準書添付資料12」の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書添付資料12を参照してください。
272	要求水準書 添付資料12				計画ごみ処理量等(参考)	実績値について、令和4年度及び令和5年度についてもご教示いただけないでしょうか。	「要求水準書添付資料12」の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の要求水準書添付資料12を参照してください。
273	要求水準書 添付資料15				浦添市リサイクルプラザの使用電力量(参考)	貴市リサイクルプラザの設備容量確認のため、使用電力量の月報データのご提供をお願いいたします。	ご要望の資料については、浦添市役所5階新施設建設室にて閲覧可とします。なお、閲覧期限は令和6年7月31日17時までとします。
274	要求水準書 添付資料17				既存工作物の利用	撤去対象：コンクリート土間・トブロック・境界ブロック塀等を粉砕して、仮設通路砕石路盤として利用してもよろしいでしょうか。	事業者にて、関係法令及び基準等を確認した上で、問題がない場合は、ご提案を可とします。その場合、必要な届出等は事業者にて実施するとともに、利用後は適切に処分してください。
275	要求水準書 添付資料19				資源ごみ(草木)	資源ごみ(草木)の搬出頻度と1回あたりの搬出重量の実績についてご教示下さい。	要求水準書添付資料を追加します。詳細は追加された要求水準書添付資料を参照してください。
276	要求水準書 添付資料21				見学者数実績	見学者数実績について、1か月毎の団体見学者についても過去3年分程度の実績をご提示いただけないでしょうか。	要求水準書添付資料21に月別の見学者数を追加します。詳細は修正後の要求水準書添付資料21を参照してください。
277	要求水準書 添付資料21				見学者数実績	見学者数実績について、一般団体や行政等と並べて「その他」という記載がありますが、その他には具体的にどのような見学者が含まれているかご教示いただけないでしょうか。	市の任意団体、大学等です。
278	要求水準書 添付資料22				車両の用途	ご提示いただいた車両の想定される用途（積載するごみ種、処理生成物、分別後の資源物）についてご教示下さい。	「要求水準書添付資料22」を修正します。詳細については、修正後の要求水準書添付資料22を参照してください。
279	要求水準書 添付資料22				車両長さ	長さとして提示いただいている数値は車両部分と荷台部分の合計値という理解でよろしいでしょうか。その場合、特にセミトレーラのシャーシ部分の全長とホイールベースに関する情報をご提示いただけないでしょうか。	車両部分と荷台部分を連結した車両長さは16.14mです。セミトレーラ（シャーシ）の全長は要求水準書添付資料22のとおり12.59mです。ホイールベースについてはご提供できる資料はありません。
280	要求水準書 添付資料22				現状の搬入・搬出車両状況	飛灰搬出車両であるセミトレーラー、トラクタを合わせた車両諸元をご提供いただけますでしょうか。	No. 279を参照してください。
281	要求水準書 添付資料22				現状の搬入・搬出車両状況	各車両に対して、搬入・搬出対象の内容をご教示いただけますでしょうか。	No. 278を参照してください。

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答		
282	実施方針等に係る質問書に対する回答書				浦添市クリーンセンターの運転期間について	<p>「実施方針に対する質疑書へのご回答(No. 222) (本施設、既存施設、リサイクルプラザ全てを合わせ、1回線引き込みとなります。)」に対して、以下について御教示いただきたく、宜しくお願い申し上げます。</p> <p>①「本施設、既存施設、リサイクルプラザ全てを合わせ、1回線引き込みとなります。」とございますが、具体的にどのような電源構成を想定されておりますでしょうか。</p> <p>②既存施設は、新クリーンセンター受電後、またはごみの受入開始後、現状の受電契約は廃止される計画でしょうか。</p> <p>③新クリーンセンターから既存施設へ、一時的に送電が必要になる可能性がありますでしょうか。一時的な送電が必要な場合、その電路様態は事業者より提案してもよろしいでしょうか。</p>	<p>①本施設からリサイクルプラザ、既存施設それぞれに、本施設の高圧配電盤の専用フィーダーから電源を供給する電源構成です。</p> <p>②新クリーンセンター受電と同時に既存施設への電源切り替えを行い、既存施設の受電契約は廃止とする計画です。</p> <p>③本施設運営開始後もしばらくの間は送電が必要となる場合が生じます。一時的な送電が必要な場合の電路様態は上記回答①のとおりです。</p>	
283	落札者決定基準	1	第2節	2	事業提案審査	<p>応募者の公平性を期すために、</p> <p>①新設する焼却炉における工事期間中の既設焼却炉と連携した安全対策や維持補修等、特定の企業のみが有利となる提案は不可(評価されない)と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②公告資料で開示されていない既設焼却炉の情報を活用した提案についても、評価対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>①「特定の企業のみが有利となる提案」については、特許等も含まれると考えられることから、特に提案の制限はございません。ただし、事業実施区域外である既存施設の維持補修を行う提案は認められません。</p> <p>②公告資料で開示されていない情報については、現地見学会等で得られる情報も含まれることから、特に提案の制限はございません。</p>	
284	落札者決定基準	4	表1	(1/3)	4	地域への貢献	<p>地元企業への発注金額の算出ルールについて伺います。入札説明書冒頭の用語の定義に記載の通り、地元企業とは1市2村のいずれかに本社又は本店を有する企業を指し、営業所への発注は地元企業への発注金額にカウントしないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>営業所の中には、契約権限を持たず、また社員が常駐せず実際は本店や支店からの営業対応を行うなど実態の伴わないケースがあるため、地元外企業の営業所への発注を地元企業への発注金額とみなしてしまうと本来の地域貢献の目的とは一部合致しないかと考えております。</p>	<p>ご理解のとおりです。地元企業とは1市2村のいずれかに本社又は本店を有する企業を指し、営業所への発注は地元企業への発注金額にカウントしません。</p>
285	落札者決定基準	4	表1	(1/3)	4	地元雇用・地元発注	<p>元請企業を特定建設工事共同企業体(以下、元請JV)とすること指定がございしますが、元請JVが本市企業と本市外企業とで構成される場合、元請JVの受注額をどのように地元発注金額に反映すればよろしいでしょうか。また、本市企業と本市外企業とで構成される元請JVから、地元企業、地元外企業に発注した場合における、それぞれの地元発注金額の算出方法をご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>甲型であれば元請JVへの出資割合にて算出した金額、乙型であれば見込みの分割金額を記載してください。なお、入札説明書添付資料5に基づき、地元外企業への発注金額は差し引いてください。</p>
286	落札者決定基準	4	表1	(1/3)	4	地域への貢献	<p>一次下請の地元企業への発注金額から二次下請の地元企業以外への発注金額を差し引いた額を地元貢献金額とする場合、下記のような問題が生じると考えられることから、一次下請が地元企業となる場合は、当該企業への発注額を地元貢献金額とさせていただけないでしょうか。</p> <p>■問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元請企業は一次下請の地元企業から二次下請への発注金額を把握する必要がありますが、二次下請で地元に対応可能な会社が存在しない場合、元請企業は一次下請の地元企業における利潤の額を事実上把握することが可能となってしまう。 ・元請の利益確保のため、地元企業に対する請負代金を圧縮する方向に働く可能性もあり、建設業法上禁止される不当に低い請負代金の禁止(建設業法19条の3)違反を招く恐れがあります。 	<p>落札者決定基準のとおりとします。</p> <p>なお、問題点に挙げられている「不当に低い請負代金」については、建設業法に抵触するとともに、要求水準書に示す「関係法令の遵守」の不履行と判断しますので、そのような提案を禁じます。</p>
287	落札者決定基準	4	表1			非価格要素審査の評価項目及び配点(1/3)	<p>【「リスク管理・経営計画・事業収支」での「施設停止時におけるごみ代行処理の確保」について】</p> <p>①通常、災害発生や予期できない故障等の対応として、例えば他都市・組合と相互支援協定を締結するケースもあると推察しますが、貴市の現状のごみ代行処理確保体制についてご教示願います。</p> <p>②その上で、事業者を求める「ごみ代行処理の確保」の前提条件や評価の視点について、より具体的にご説明頂きたいお願い申し上げます。</p>	<p>県内のごみ処理に係る一部事務組合及び自治体との間に「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」を締結し、処理施設の余力の範囲内での相互協力体制ができています。</p>
288	落札者決定基準	4	表1			非価格要素審査の評価項目及び配点(1/3)	<p>【「地元雇用・地元発注」での商社活用について】</p> <p>①地元企業が通常の事業活動で取り扱っていない商品に対して、本事業に限定して中間流通の商社行為を行う場合、地元企業への発注金額としては計上不可と考えてよろしいでしょうか。地元企業が通常の事業活動を通じて取り扱っている商品の場合は除きます。</p> <p>②地域貢献金額に計上する目的で地元企業を新たに設立し、地元企業が受注した業務の全部を他の企業に委託する場合は、当該発注金額の地域貢献金額への計上は不可とする、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>評価の公平性から、計上額算出にあたり、ルールを確認するものですので宜しくお願いします。</p>	<p>①通常又は本事業に限定的に関わらず、地元企業への発注金額を評価します。</p> <p>②地元企業を新たに設立することについては特に妨げませんが、その場合、新たに設置された地元企業への発注額についても、提案地元発注金額として計上することを可とします。ただし、地元企業を新たに設置する場合に費用を本事業の費用に含めることはできません。また、業務の全部を委託することは、一括再委託に該当するものとみなし、不可とします。なお、特別目的会社は、地元企業としてみなしませぬ。</p>

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答	
289	落札者決定基準	4	表1	非価格要素審査の評価項目及び配点 (1/3)	【「地元雇用・地元発注」での労働者派遣の扱いについて】 労働者派遣の場合、運営事業者が派遣会社に対し地元雇用者に該当する従業員を具体的に特定して派遣させることは法律上許されません。また、派遣労働者に支払う具体的な賃金額は、派遣会社が決定し、運営事業者はその決定に関与できません。労働者派遣の上記性質から、派遣労働者の人件費を「地元雇用に係る人件費」に含めると、地元雇用者給与額を合理的に算出し提案することが難しくなります。 そこで、労働者派遣については、「地元雇用に係る人件費」でなく、運営事業者が派遣会社に支払う派遣料金をもって「地元発注金額」に含めて提案してよろしいでしょうか。	当該派遣会社が地元企業である場合、運営事業者から当該派遣会社へ発注した金額を「地元発注金額」に含めても問題ありません。その場合、地元雇用者に該当しない労働者が派遣会社から派遣された場合であっても、当該労働者に対する支払額を差し引く必要はありません。 ただし、派遣会社から派遣される労働者の給与は、地元企業以外の派遣会社から地元雇用者に該当する労働者が派遣された場合であっても、「地元雇用に係る人件費」に含むことはできません。	
290	落札者決定基準	5	表1	(2/3) 13	余剰電力量の最大化・温室効果ガス削減対策	ごみ焼却量1t当たりの余剰電力量で評価とあります。各事業者提案値の評価の公正を期す為、余剰電力量の算出条件を基準ごみに統一し、更に年間電力量を算出するための設定外気温度もご指定いただけないでしょうか。	様式8-13別紙に記載のとおり、低質ごみから高質ごみの範囲内のごみ質変動が生じても遵守可能な提案としてください。設定外気温度は、応募者にて想定してください。
291	基本契約書(案)	2	第8条	2	契約保証金	運営業務委託費の一会計年度分に相当する額の10分の1に相当する金額を運営業務期間にわたり毎年度差し入れればよいとの理解でよろしいでしょうか。	運営開始日までに運営業務委託費の一会計年度分に相当する額の10分の1に相当する金額を納付していただき、本委託契約の終了日以降に還付します。
292	建設工事請負契約書(案)	10	第27条	第1項	賃金又は物価の変動に基づく設計・建設工事費の変更	昨今の物価上昇により、物価変動の一部を事業者が負担する場合の事業者側のリスクが非常に大きくなっております。 令和4年12月27日環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課発出（各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）宛）の「廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について」では「積算に用いる資材単価については、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いること」と記載がございます。 つきましては、請負金額変更の際の基準日は、契約締結日ではなく、入札提出書類の受付日（2024年9月）としていただけますようご配慮いただけないでしょうか。	提案はみとめられません。 建設工事請負契約書（案）のとおりとします。
293	建設工事請負契約書(案)	23	第56条	第3項	本施設の契約不適合責任	契約不適合責任期間は民法では引渡から1年以内の通知が求められているうえ、公共工事標準請負契約約款では原則「2年」と記載されております。これは公共工事においては、監督員の立ち会い、検査等のもとに施工されるため契約内容と不適合な部分が生ずるおそれは少ないこと、工事完成検査の際に専門家により厳重な確認がなされるために不適合部分のほとんどが修補されて引渡しが行われることを踏まえ、受注者を長期間不安定な立場に置くことが酷であることが理由とされております（公共工事標準請負契約約款の解説改訂6版参照）。また、貴市が公表されている浦添市建設工事請負契約約款第57条1項にも契約不適合責任期間は引渡から2年以内との記載がございます。これらを踏まえ、本施設の契約不適合責任期間についても、本施設の引渡日から2年としていただけますでしょうか。	建設工事請負契約書（案）のとおりとします。
294	建設工事請負契約書(案)	24	第58条	第3項	保証期間中の性能保証責任	性能保証責任の期間は、公共工事標準請負契約約款で例示されている契約不適合責任期間の「2年」を踏まえて本施設の引渡し日から2年としていただけますでしょうか。	建設工事請負契約書（案）のとおりとします。
295	建設工事請負契約書(案)	24	第58条	第4項	保証期間中の性能保証責任	ご理解のとおり 4項の保証期間のカウントの仕方では、場合によっては永続することもあり得るということになりますでしょうか。その場合、最長保証期間の設定をご検討いただけますでしょうか。	ご理解のとおり、場合によっては保証期間が永続する可能性があります。 ただし、第58条第4項本文については、受注者が責任を負わない場合を規定する同条第2項及び保証期間の延長箇所を限定する同条第4項但書の規定があるため、建設工事請負契約書（案）のとおりとし、最長保証期間は設定いたしません。
296	運営業務委託契約書(案)	1	第1条		定義	【用語の定義について】 基本契約書別紙1の定義集に記載がない用語であって、入札説明書の「用語の定義」に記載がある用語については、第8条（解釈等）の規定により、本委託契約においても入札説明書の定義によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
297	運営業務委託契約書(案)	4	第17条		災害発生時の協力	受注者は、震災その他不測の事態により多数の廃棄物が発生し、その処理を発注者が実施する場合、その処理に協力する。との記載がございますが、本件に係る費用は別途精算いただけると理解してよろしいでしょうか。また、災害廃棄物の発生量(t/年)について想定値がありましたらご教示下さい。	No. 217を参照してください。
298	運営業務委託契約書(案)	4	第18条	第2項	保険	受注者は、前項の規定による保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券又は保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。との記載がございますが、保険証券の代わりに保険内容が確認できる付保証明書を提出することでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。保険証券の代わりに保険内容が確認できる付保証明書を提出することも可とします。
299	運営業務委託契約書(案)	6	第21条	第3項	現場総括責任者	「一般廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を、（中略）配置しなければならない。」との記載は、運営開始後、本施設の従業員の中から相応の経験を有する者を内部昇格させることを妨げるものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
300	運營業務委託契約書（案）	6	第21条 第6項	従業員の確保	受注者は、第2項の規定にかかわらず、試運転時に必要と認められる場合は、必要な資格者を試運転時に配置しなければならない。このうち、ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者については、本工事開始前に選任するものとする。との記載がございますが、要求水準書第1編P44の4) 施工管理(2) 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任では、建設事業者は、工事開始前に電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任し、電気工作物の施工に必要な工事計画書等各種申請を行うとともに、法定検査を受検もしくは実施すること。と記載がありません。この場合、建設事業者が電気事業法に基づき主任技術者を選任するものとし、運營業務委託契約で配置する主任技術者は試運転開始時などの運営開始前の適切な時期に配置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	運營業務委託契約書（案）	10	第35条 第2項	焼却主灰、飛灰処理物等の搬出	受注者は、有価物（ 破碎後の鉄類及びアルミ類を含む。） を適正に管理、保管し、浦添市リサイクルプラザから発生した有価物及び本施設から発生した有価物を発注者から有償で購入した上で、有効利用を図るために売却する。との記載がございますが、 ①リサイクルプラザから発生した有価物に関しては本施設で発生したものではないため、選定したリサイクル業者から受入品質に問題がある場合については引取りできないリスクがあると思われまます。そのような場合は運營業務委託契約は貴市より購入しないことよろしいでしょうか。 ②リサイクルプラザから発生した有価物の搬出車両への積み込みについては貴市にてご対応頂けると考えてよろしいでしょうか。	No. 249を参照してください。
302	運營業務委託契約書（案）	11	第39条 第5項	臨機の措置	契約に関するガイドライン（内閣府）で例示されておる「1年等」を踏まえて、本施設の引渡し日から2年としていただけますでしょうか。 第40条第2項および第5項、第41条第2項も同様です。	運營業務委託契約書（案） のとおりとします。
303	運營業務委託契約書（案）	13	第43条 第1項	提案地元発注金額未達減額措置	【「発注者が別途指定する方法」について】 応募者間の公平の観点から、事業提案書に織り込む「提案地元発注金額」の計算の考え方を明確化するため、「実績地元発注金額」を算出するための「発注者が別途指定する方法」を具体的にご教示くださるようお願いいたします。	（様式8-4別紙）の履行状況がわかるように、「浦添市」と「中城村、北中城村」へのそれぞれの発注金額がわかるように算出してください。なお、履行状況の確認については、提案地元発注金額達成状況報告の内容を踏まえて判断します。
304	運營業務委託契約書（案）	13-14	第43条の2 第1項	提案地元雇用者給与未達減額措置	【「発注者が別途指定する方法」について】 応募者間の公平の観点から、事業提案書に織り込む「提案地元雇用者給与」の計算の考え方を明確化するため、「実績地元雇用者給与」を算出するための「発注者が別途指定する方法」を具体的にご教示くださるようお願いいたします。	（様式8-4別紙）の履行状況がわかるように、「浦添市」と「中城村、北中城村」に居住する雇用者への給与がわかるように算出してください。なお、履行状況の確認については、運營業務委託契約における提案地元雇用者給与報告の内容を踏まえて判断します。
305	運營業務委託契約書（案）	13-14	第43条の2	提案地元雇用者給与未達減額措置	【「地元雇用者給与」と業務委託の関係について】 地元企業に業務委託を発注する方法により従業者を確保する場合、運營業務委託契約は当該従業者とは何らの労働契約関係もありません。このため、当該従業者の person 費は本条の「地元雇用者給与」には含まれず、運營業務委託契約が当該地元企業に支払う業務委託料金をもって第43条の「地元発注金額」に含めることと考えるよろしいでしょうか。	落札者決定基準 P4 表1(1/3) No. 4の「※運營業務期間において～人件費と地元発注金額の重複は認めない。」は、重複計上させない意図で記載しております。重複計上していなければ、地元発注金額に含めても、地元雇用金額に含めてもどちらでも構いません。
306	運營業務委託契約書（案）	13-14	第43条の2	提案地元雇用者給与未達減額措置	【「地元雇用者給与」と労働者派遣の関係について】 労働者派遣の場合、運營業務委託契約が発注会社に対し地元雇用者に該当する従業者を具体的に特定して派遣させることは法律上許されません。また、派遣労働者に支払う具体的な賃金額は、派遣会社が決定し、運營業務委託契約はその決定に関与できません。労働者派遣の上記性質から、派遣労働者の person 費を「地元雇用者給与」に含めると、提案地元雇用者給与額を合理的に算出し提案することが難しくなります。そこで、労働者派遣については、「地元雇用者給与」でなく、運營業務委託契約が発注会社に支払う派遣料金をもって第43条の「地元発注金額」に含めることと考えるよろしいでしょうか。	No. 289を参照してください。

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
307	運営業務委託契約書（案）	13-14	第43条 第43条の2	提案地元発注金額未達減額措置 提案地元雇用者給与未達減額措置	【全体として地元発注額及び地元雇用給与額の総額が提案額を満足する場合について】 運営業務期間においては、例えば提案時には業務委託を想定したものを運営事業者の直接雇用により切り替えるように雇用形態を見直した等の様々な事情により、全体としては地元発注及び地元雇用の総額は変わっていないにもかかわらず、提案地元発注金額又は提案地元雇用給与のいずれかが未達になるという事態が考えられます。 そこで、地元発注額及び地元雇用給与額の実績総額が提案総額を満足する場合には、本委託契約及び入札説明書添付資料5に基づく運営固定費Aの減額は行わないこととしていただけないでしょうか。	運営業務期間において、地元雇用給与額に相当する費用と地元発注額が差し替わったものと本市が判断した場合、その費用分だけ提案地元発注金額と提案地元雇用者給与の金額をそれぞれ改定することを可とします。ただし、運営業務期間において改定する場合であっても、事業提案書提出時の提案地元発注金額と提案地元雇用者給与の合計額を満たさなければなりません。 なお、提案地元雇用給与を判断するための地元雇用者は、本市と運営事業者の運営業務委託契約締結時又は当該従業者の雇用時のどちらか遅い時点の居住地で判断します。そのため、運営業務期間中に、1市2村外に居住する従業員が1市2村内へ移住した場合であっても、当該従業員は地元雇用者として計上できません。また、運営業務期間中に、中城村又は北中城村に居住する従業員が本市へ移住した場合であっても、本市の雇用として計上せず、中城村・北中城村として計上するものとします。
308	運営業務委託契約書（案）	18	第54条	不可抗力による負担	不可抗力により保険を適用したことで保険料が増加した場合は、対価改定の対象としていただけますでしょうか。	ご提案を認めます。不可抗力により保険を適用したことで保険料が増加した場合は、対価改定の対象とします。ただし、1会計年度につき、年間の運営業務委託費の100分の1に至るまでは、受注者が増加費用額を負担し、これを超える額については発注者が負担するものとします。
309	運営業務委託契約書（案）	18	第53条	不可抗力	不可抗力については、「新型コロナウイルスによる影響」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	新型コロナウイルス(COVID-19)による影響は、不可抗力に含まれません。ただし、新たな感染症が発生した場合であっても、COVID-19のように社会情勢へ大きな影響を及ぼす場合においては、本市と事業者の協議により、不可抗力として判断する場合があります。
310	運営業務委託契約書（案）	19	第56条	運営業務期間終了時の取扱い	発注者及び受注者は、令和31年度（2049年度）（運営開始後20年目）以降、運営業務期間終了後の本施設の取扱いについて協議する。と記載がございますが、要求水準書第Ⅱ編のP10では運営開始後18年目から本業務期間終了後の本施設の運営方法について検討するとの記載となっております内容に齟齬があると思われま。要求水準書第Ⅱ編の内容と合わせて頂けますようお願い致します。	運営業務委託契約書（案）の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の運営業務委託契約書（案）を参照してください。
311	運営業務委託契約書（案）	25, 26	第67条	個人情報の保護	本項につきましては、発注者についても知り得た個人情報を適正に扱う旨の規定を追記願います。	発注者は地方公務員法第34条第1項による守秘義務があり、また、本項は個人情報保護法（以下、本回答において「法」という。）と当該法の施行に関して必要な事項を定めた浦添市個人情報保護法施行条例（以下、本回答において「条例」という。）及び関係法令を遵守するようという規程であるため、発注者を追記することはしません。ただし、発注者においても当然のことながら法、条例及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱います。
312	運営業務委託契約書（案）	27	第73条 第2項	経営状況の報告	発注者は、受注者に対し、人件費の支払状況の開示を求めることができる。との記載がございますが、「支払状況」というのは、未払いや支払い遅延がないかを確認できる状況、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
313	運営業務委託契約書（案）	28	別紙1 の2	保険の詳細	共済基金分担金は運営事業者負担とありますが、当該共済会は自治体向けであり民間企業に対して積算情報を開示頂けないことから、「建物総合損害共済業務規程」などの費用積算に必要な資料については、貴市にて先方から入手頂き応募者に提示頂きますよう、お願い致します。	No. 25を参照してください。
314	様式7-3-1 様式7-3-2			要求水準書に対する設計仕様	Excelでいただいた様式はA3のため、A4に折り込むと厚さが増してしまいます。 A4両面印刷とさせていただきますもよろしいでしょうか。 または、様式7-4提案設計資料 2設計仕様書には【別添ファイルをご参照ください】として、A3片面印刷したものを別冊で提出してもよろしいでしょうか。	様式7-3-1及び様式7-3-2を別冊で提出することを可とします。 ただし、A3サイズとし、片面印刷でA4サイズに折り込んでください。 また、様式7-4提案設計資料 2設計仕様書には、別添の様式7-3-1及び様式7-3-2を参照する旨を記載してください。
315	様式7-4			提案設計資料	提案設計資料の2設計仕様書において「「様式7-3 要素水準に対する設計仕様書」に記載のこと。」とありますが、別途提出の様式7-3 (Excel) を参照する形でよろしいでしょうか。	No. 314を参照してください。
316	様式8全般			非価格要素審査に関する提出書類	指定のページ数がA4版縦2ページ以内となっているものを、製本の際に図版が途切れないよう、視認性向上を目的として、A3版横1ページに置き換えることは可能でしょうか。	ご提案を認めます。A3版横による提出も可能とし、A3版横1ページについては、A4版縦2ページとして取り扱うものとします。
317	様式8-4別紙				本様式に記載する人件費単価については、会社が負担する法定福利費等を除いた、総支給額という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
318	様式8-4別紙				運営業務において予定する地元雇用に係る年度別人件費 例) ・浦添市〇千円/人・年	「運営事業者から一次下請けとして本施設の主たる運営業務を受託する者が、複数の応募者の協力企業となった場合、当該企業が各応募者ごとに異なる人件費の単価を提示することも可能となります。入札の公平性を保つ観点から、入札参加申請後に運営事業者から一次下請けとして本施設の運営の主たる業務を受託する者が応募者間で重複していることを貴市が確認した場合、人件費単価については、貴市にて指定いただけないでしょうか。なお、人数については各応募者で施設運営に必要な人員数が異なるため、貴市によるご指定の必要はございません。また、本質問は非価格審査における地元雇用金額の算出方法の条件を統一することが目的ですので、本事業の契約後に、実際の給与に基づく地元雇用金額を提示させていただきたいと考えております。
319	様式8-4別紙				地元雇用・地元発注	ご理解のとおりです。地元企業に発注可能な項目で複数発注候補先が存在する場合は、企業名称に複数の候補先を記載してください。
320	様式8-4別紙				地元雇用・地元発注額	人件費単価の項目がございますが、役割等により雇用者の単価は異なる想定されます。本項目については記載しないこととして頂けますでしょうか。もし記載が必要である場合には人件費（千円）を雇用人数で割った値を記載する形でよろしいでしょうか。また千円単位となるため、雇用人数と人件費単価をかけても丸め誤差により人件費の数値にならないことはお認め頂けますでしょうか。
321	様式8-4別紙				地元雇用・地元発注額	雇用形態等の欄がございますが、本項目に記載する項目リストについて明記をお願い致します。 (例：正社員、派遣社員、パート、業務委託等)
322	様式8-4別紙				地元雇用・地元発注額	一次下請けは地元外企業、二次下請けが地元企業の場合、地元企業のみ記載し、地元外企業への発注額については記載しないという理解でよろしいでしょうか。
323	様式8-4別紙				地元雇用・地元発注額	企業名は匿名（企業A等）とすること。となっておりますが、入札公告時において、地元企業として存在していることが条件であるという理解でよろしいでしょうか。
324	様式8-4別紙				地元雇用・地元発注額	企業名は匿名（企業A等）とすること。となっておりますが、正本についても企業名は匿名とすることによろしいでしょうか。
325	様式8-4別紙				1 運営業務において予定する地元雇用に係る年度別人件費等について	1の表に記載されている人件費単価（千円/年・人）、人件費（千円）とは地元雇用者への給与ことでしょうか。
326	様式8-13				余剰電力量の最大化・温室効果ガス削減対策	ごみ量やごみ質の変動により、蒸発量が設計点を超える場合の対応を記載とありますが、落札者決定基準の当該様式における評価の視点には同内容の記載は見当たりません。記載する必要はあるが、評価の視点からは対象外という理解でよろしいでしょうか。
327	様式8-13別紙				年度別余剰電力量	条件統一による公正な評価のため、余剰電力量算出に用いる各季節の温度をご指定いただけないでしょうか。
328	様式8-13別紙				年度別余剰電力量	「低質ごみから高質ごみの範囲内のごみ質変動が生じても遵守可能な提案とすること」との記載がありますが、本条件だけでは事業者各自による入熱量の設定となり、公正な評価が困難です。そのため、余剰電力量の算出については基準ごみに統一としていただけないでしょうか。

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答		
329	様式8-13別紙				年度別余剰電力量	「※・・・低質ごみから高質ごみの範囲内のごみ質変動が生じても遵守可能な提案とすること。」とありますがごみ質変動を予測することは困難ですので、本紙への記載は、平均的なごみ性状となる基準ごみで記載し、ごみ質・量の変動に対する補正方法は、提案することによろしいでしょうか。	No. 290を参照してください。	
330	様式9全般				事業計画に関する提出書類	注記に、「一円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。（したがって、小数点第三位まで入力し、表示は小数点第一位を四捨五入すること。）」とありますが、これにより生じる表示されている数字の合計と、合計欄の数字が一致しないこと（丸め誤差）はお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、小数点第三位までの丸め誤差まで可とします。	
331	様式9-2				設計・建設工事費	入札説明書P21記載の「特別高圧の供給に係る配電設備及び系統連系に係る電気事業者変電設備の負担金」につきまして、分かりやすい内訳書作成のために、「6 一般管理費」の下段に「7 特高設備工事負担金」を追加で設定してもよろしいでしょうか。また、内訳書上の費用発生年度をご指定いただけないでしょうか。	「7 特高設備工事負担金」の追加については、ご提案を認めます。様式集の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の様式集を参照してください。なお、「7 特高設備工事負担金」に係る内訳書上の費用発生年度は、令和7年度に計上してください。	
332	様式9-4 様式9-6				事業計画に関する提出書類	様式に記載の合計金額について、年度間の費用を、各様式の合計欄にて明確化した上で、合計欄の下に平準化した金額を記載する欄を設けてもよろしいでしょうか。また、その平準化した金額を様式9-3, 9-8に展開することによろしいでしょうか。	ご提案を認めます。様式9-4, 9-6を平準化した場合は、その平準化した金額を様式9-1, 9-3, 9-8に展開してください。	
333	様式9-4-2 様式9-6-1				運営固定費A (維持管理費) 運営固定費B (維持管理費)	管理棟の維持管理等共通設備になっているものに関しては運営固定費Aに集約し記載することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
334	様式9-4-3				運営固定費A (人件費)	本様式に記載する給与年単価は、会社側が負担する法定福利費を含む単価との理解でよろしいでしょうか。	No. 317を参照してください。	
335	様式9-5 様式9-7				運営変動費A 運営変動費B	各年度の年間委託費に年間ごみ処理量を除した場合、変動費単価に端数が発生することから、端数が発生しないように調整したのち、調整後の年間委託費を記載する欄を設けてもよろしいでしょうか。また、調整後の年間委託費を様式9-3, 9-8に展開することによろしいでしょうか。	ご提案を認めます。様式9-5, 9-7を平準化した場合は、その平準化した金額を様式9-1, 9-3, 9-8に展開してください。	
336	様式9-6-2				運営固定費B (人件費)	本様式に記載する給与年単価は、会社側が負担する法定福利費を含む単価との理解でよろしいでしょうか。	No. 317を参照してください。	
337	様式9-7				運営変動費B (処理対象物変動費)	令和17年度の年間ごみ処理量が2,980t/年とのご記載がございます。一方で要求水準書第I編設計・建設工事編P11表1-4ではマテリアルリサイクル推進施設の計画目標年度における計画ごみ処理量(令和17年度)は2,234t/年となっておりますが、運営変動費Bの計算に適用する年間処理量は本様式記載の数値を採用するという理解でよろしいでしょうか。また、2,980t/年の内訳をご教示いただけないでしょうか。	要求水準書 第II編 表 1-2の値が正です。様式集の該当箇所を修正します。詳細については、修正後の様式集を参照してください。	
338	様式9-8	②			営業費用	様式9-3～様式9-7は様式9-8の②営業費用の内訳を示すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
339	様式9-8	②			外形標準課税	外形標準課税はSPCの運営に要する費用のため、②営業費用の欄に行を追加し記入するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式9-8の※3に記載のとおり、記入欄が足りない場合は適宜追加してください。	
340	様式9-8				事業収支計画	1. 損益計算書と2. キャッシュフロー計算書の補足説明資料としてA3版・横1枚を追加する予定ですが、様式9の添付資料として添付する形で提出することによろしいでしょうか。	本様式への補足資料の添付は不可とします。	
341	様式9-8 様式9-9				SPC関連費用	様式9-8では令和7年度から令和10年度までの1年ごとの費用を記入し、様式9-9では2. SPC開業費に令和7年度から令和10年度までの4年間合計を記入する形によろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
342	提出書類の作成要領	1	1	(1)	①	正本及び副本の作成要領	「正本は袋綴じ」とありますが、表紙と背表紙に工事名称/図書名称/参加者グループ名称などを直接印刷して見栄えに配慮した上で、書類の綴じ方についてはパイプ式(二つ穴)など、事業者にて決定させていただいてもよろしいでしょうか。	提出書類の作成要領のとおりとします。ただし、「基礎審査に関する提出書類」のように、指定の様式以外の添付資料がある場合、当該添付資料については別冊としてパイプ式ファイルに綴じることが可とします。
343	提出書類の作成要領	1	1	(1)	②	正本及び副本の作成要領	副本は～ファイルの表面と背表紙に「タイトル」及び「本市が交付する応募者番号」を記載した紙面を糊付けすること。とありますが、ファイルに直接印刷させていただいてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。表紙及び背表紙をファイルに直接印刷することを可とします。
344	提出書類の作成要領	1	1	(1)	①	袋綴じ	基礎審査に関する提出書類について、ページ数が多く袋綴じによる製本が困難なため、ビス止め製本または分冊化をお認めいただけますでしょうか。	No. 342を参照してください。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
345	提出書類の作成要領	4	1	(2)	⑨					記載要領	応募者の企業名を特定又は類推できる記載を行わないこと。とありますが、正本についても企業名を特定又は類推できる記載を行わないという理解でよろしいでしょうか。	副本のみ、応募者の企業名を特定又は類推できる記載を行わないものとします。正本については、企業名を特定又は類推できる記載をしてください（様式8-4別紙など、企業名を特定又は類推できる記載をしないように指示している様式を除く）。
346	提出書類の作成要領	4	1	(2)	⑨					記載要領	応募者の企業名を特定又は類推できる記載を行わないこと。とありますが、正本については企業名を特定又は類推できる記載をする場合は、代表企業、構成員、協力企業の名称対応表を1枚追加することで宜しいでしょうか。	No. 345を参照してください。
347	提出書類の作成要領	5	1	(3)	④					電子媒体作成要領	「Microsoft社のWord及びExcelにより作成すること。」との記載がありますが、非価格要素審査に関する提出書類作成において、計算式の提出が不要なものに対しては、Wordの代わりに図版やレイアウトの調整が容易なPowerPointの使用は可能でしょうか。	ご提案を認め、「Microsoft社のPowerPoint」の使用を可とします。
348	提出書類の作成要領	7	2	(4)						対面的対話に関する提出書類	A4縦左綴じで両面印刷とありますが、様式4-2～4-5は様式集ではA3横で作成となっています。様式4-2～4-5はA3片面印刷とし、A4サイズに折り込む形での提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式4-2～4-5はA3横で片面印刷とし、A4サイズに折り込んでください。
349	提出書類の作成要領	7	2	(4)						対面的対話に関する提出書類	様式4-1対面的対話の参加申込書については副本にも綴じるという理解でよろしいでしょうか。	様式4-1について、副本には不要とし、正本にのみ綴じるものとします。
350	提出書類の作成要領	7	2	(4)						対面的対話に関する提出書類	提出書類については正本、副本ともに企業名を特定又は類推できる記載を行わないという理解でよろしいでしょうか。	No. 345を参照してください。
351	提出書類の作成要領	8	2	(6)	②					非価格要素審査に関する提出書類	P-4 1-(2)-⑤に「…や補足資料に関する事項が記載されているなど、参照が必要な場合は…」との記載がございます。一方、様式集8-1～8-16において各様式毎のA4版枚数が指定されております。様式8-1～8-16についてはA4版ご指定枚数とは別に添付資料の提出は認められないという理解でよろしいでしょうか。添付図書の提出が認められる場合、非価格要素の審査対象には、添付資料は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	様式集8-1～8-16について、指定枚数以外の補足資料の添付は不可とします。